

第439回南国市議会定例会会議録

第2日 令和7年3月4日 火曜日

出席議員

1番 齊藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 齊藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 渡部靖	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 高野正和	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 子ども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 橋詰徳幸
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住 宅 課 長	松 岡 千 左	上 下 水 道 局 長	濱 田 秀 志
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	竹 村 亜 希 子	福 祉 事 務 所 長	天 羽 庸 泰
教 育 長	竹 内 信 人	参 事 兼 教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	溝 渕 浩 芳
生 涯 学 習 課 長	前 田 康 喜	監 査 委 員 長 事 務 局 長	中 村 比 早 子
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

＊

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次 長	門 脇 智 哉
書 記	三 谷 容 子		

＊

議事日程

令和7年3月4日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

議案第32号

＊

午前10時 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

＊

○議長（岩松永治） ただいま市長から追加議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

6南総第271号

令和7年3月4日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

南国市長 平 山 耕 三

第439回南国市議会定例会の追加議案の送付について

第439回南国市議会定例会に提出する下記の追加議案を別紙のとおり送付します。

議案第32号 南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

.....

-----*

議案第32号

○議長（岩松永治） お諮りいたします。ただいま送付されました議案第32号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。

早速でございますが、追加議案の提案理由を申し述べます。

議案第32号南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、令和7年度からの乳児等通園支援事業の実施に当たって、その設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

以上をもちまして、追加議案につきましての私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩松永治） これにて提案理由の説明は終わりました。

-----*

一般質問

○議長（岩松永治） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。10番西山明彦議員。

〔10番 西山明彦議員発言席〕

○10番（西山明彦） おはようございます。議席番号10番の西山明彦でございます。

3月に入りましたけれども、寒暖差が非常に激しくて、体調管理が大変ですけれども、今年1月13日に日向灘で大きな地震が発生して、2回目となる南海トラフ地震臨時情報が

発表されたということで、地震への備えの大切さを改めて痛感したところでございます。そういった中でございますけれども、第439回令和7年3月定例会の一般質問を一問一答形式で行わせていただきます。

今回、私が通告させていただいた質問は、市長の政治姿勢として、令和7年度予算と上下水道事業、防災行政、税務行政、消防行政の4項目であります。順次質問させていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢、令和7年度予算についてですけれども、令和7年度予算は、歳入歳出258億4,000万円と、過去最大だった今年度よりさらに6.4%、15億6,000万円増の大規模な予算となっております。私は、この予算案が編成される前にということで、昨年12月議会で令和7年度予算の編成について触れさせていただきました。そして、市民の日常生活に直結するソフト事業への予算配分をお願いしたところですが、物価高騰による諸経費の増加、また人事院勧告に基づく人件費の増大などで、非常に厳しい予算編成になるということでございました。

そこで、まず市長にお伺いいたしますが、今回の当初予算案において、市長が最も念頭に置いて当たった予算、最も力を注いだ部分はこういったところでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 令和7年度の当初予算につきましては、西山議員のおっしゃるとおり、物価高騰及び人件費の上昇によりまして、一般財源がかなり必要になっておるという状況でございまして、本市財政状況への影響というのがそれらが非常に大きいというところがございます。そういったところを踏まえまして、いかに市民サービスを低下させることなく、目前に迫っております、連続テレビ小説「あんぱん」の放映に係る事業費や令和8年度の開館に向けた図書館の整備、また人口減少への急速な対応などのほか、子育て支援としましては、明見保育所の駐車場整備や十市、稲生保育園の高台移転などを着実に進めるための予算、また18歳までの医療費の無償化を昨年10月から始めておりますので、それを引き続き1年間計上したということなど、課題解消に向けた取組を進めていくことに注力した予算編成となっておりますのでございます。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ありがとうございます。連続テレビ小説「あんぱん」、それから図書館というようなことを上げられました。また、明見保育所とか、十市、稲生の高台移転とか、ハード事業が多い中で、18歳の医療費無料化を1年続けるとかということもございましたけれ

ども、建設事業費のほうが多いということで、それは将来的には公債費の増加につながっていくと。実際に公債費については、令和7年度予算では21億7,448万1,000円、本年度より1億3,600万円ほど増えて、全体の8.4%を占めているという状況です。一方で、今年度、令和6年度は、財政調整基金を11億円取り崩したと。令和7年度予算でも6億5,000万円を取り崩すと。財政調整基金の大幅な取崩しをしてやっとな歳入を補っているというような状況で、財政調整基金の残高が非常に急激に減少していると、南国市の財政が非常に窮屈になってきているという状況だと思います。

ここで財政課長にお伺いしたいのですが、10年以上も財政課で課長補佐、課長を務めてこられた南国市の金庫番としての課長から見て、現状の南国市の財政状況をどう見ているのか、今後はどうあってほしいと思われているのか、課長の率直な御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 現状の南国市の財政状況ということなんですが、先ほど西山議員がおっしゃられましたように、本年度は財政調整基金の予算上の基金の繰入額が約11億円となっております。これは、近年に比較しましても非常に大きな金額となっております、本年度の基金の繰入れがかなり大きなものになるというふうに想定しております。それを踏まえますと、現在の南国市の財政状況は大変厳しい状況になりつつあるというふうに見ております。

この原因なんですけれども、近年の物価高騰の影響、また本年度の人勧による人件費の大幅な上昇、これらが結構ボディーブローのように利いてるというふうに考えております。人勧につきましては、基本的に交付税措置されるというふうにはなるんですけれども、本市のように会計年度任用職員の割合が高い自治体におきましては、地方交付税の算定以上の負担となっているのが実情でございます。今後も本年度並みの人勧が続くことや、公債費の負担、これも先ほど議員のほうからおっしゃられたとおりなんです、公債費負担が、8年度が基本的にはまだ上がるというふうに見ておりますので、より厳しくなると想定しております。このためには、人員の適正化や使用料等の見直しなど、歳入歳出それぞれの見直しを令和7年度中に進めていくことが肝要であるというふうに考えております。まずは基本的な財政構造を整えた上で、ふるさと寄附などの歳入拡大にも努め、そういったことで将来的に安定した財政運営が可能になるというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 渡部財政課長も非常に財政が厳しいというふうに見ておられるということなんですけれども、そうした財政状況を踏まえて、市民ニーズ、将来の南国市像、それらを総

合的に勘案して重点施策を選択していくのが市長の役目だと思います。

では、先ほど財政課長の意見もお伺いしましたけれども、市長は南国市の安定的な財政運営をどのように確保しながら市民ニーズに応じていくのか、市長の基本的なお考えをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど財政課長から現状の財政状況について御説明したところでございますが、今の非常に厳しいと言われるこの状況につきましては、財政課長が申し上げたとおり、人件費及び物件費等の上昇が非常に急激に上がったと。人件費は人勧によるものでございますが、急激な上昇でございまして、これほど上がることは想定してなかったというのが現実的なところでございます。大体、ほかの自治体におきましても、やはり人件費、相当上がったということで、財政状況は厳しくなっておるといような話をよく聞くところでもございまして、それにつきましては、やはり人件費とか物件費、一般財源でございまして、普通建設事業のように公債費で賄うと、地方債で賄うということができない事業でございまして、一般財源をしっかりとどのように配分して使っていくかを慎重に考えないといけないという状況でございまして。本年度の財政審議会におきましては、令和7年度から9年度の間の中期財政収支ビジョンを新たに諮問させていただいておるところでございまして、これの答申を3月末にいただくことになっております。この答申に基づく財政運営に注力しなければならないというように考えております。

大型の普通建設事業につきましては、図書館の建設で一通り終了、計画してきた大きな箱物事業は終了するところでございますが、公債費負担はしばらく高い状況が続くというように見込んでおります。この間は一定、減債等基金の活用によりまして負担を抑えていくということと、市債の発行を平準化していく、年度間で平準化するということが、非常に大切であるというように思っております。そういったことによりまして、将来的な財政の健全化に向けて道筋をつけていきたいというように思います。

この非常に厳しい財政でございますが、多様化する市民ニーズに応じていくためには、先ほど申しました公債費のコントロールということも、今後は、将来的にはあるわけでございますが、今、目の前のこと、事業につきましては、事務の効率化を図るとともに、より効果が見込まれるように事業の見直しを行っていくほか、歳入の確保ということも考えていかなければならないというように思っております。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 人件費の予想しない膨大とか、それから公債費のことが非常にあるんですけども、義務的経費が非常に大きくなっているということで、南国市の財政を圧迫しているということだと思います。公債費については、利率がどうなっていくのかというような心配もするところですけども、今、市長が言われたお考えについては、そのまま市長の3期目への決意につながっていくというふうに思いますので、市長の政策選択を注視していきたいというふうに思います。

次に、予算にも関連すると思いますけれども、上下水道事業についての質問に移らせていただきます。

今年1月に、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、下水道管の損壊が原因で、120万人とも言われる近隣市町村の市民生活への影響があったということです。また、千葉県では上水道管の破裂で道路が陥没したとか、先週には埼玉県所沢市で水道管が破裂して大噴水だったというような、こうした事故っていうのは、大小はありますけれども、全国至るところで発生しておりまして、上下水道管の点検、補修は全国的な課題、問題となっています。

では、南国市の上下水道の現状はどうなっているのか、破損の危険性はないのか、点検、調査はされているのか、まず点検状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） 上下水道の点検方法ですが、まず水道管は下水道管に比べ口径が小さく水圧も高いため、カメラなどによる点検は限定的な部分しかできません。また、地下水を水源としているため、水道管内には地下水由来の成分が付着しやすく、濁り水が発生しやすいため、管内に機器を入れる作業にはあまり適していません。そのため、調査方法としては、配水流量が増えたときに路面の音聴探査を行い、漏水箇所を探していますが、どうしても漏水後の対応となっているため、路面から水が噴き出し、市民からの通報により場所の確定に至る場合も多々あります。

下水道管では、硫化水素によるマンホールの劣化具合の調査を行い、その結果を基に補修工事を行っております。また、下水道本管への流入水が通常より増えた場合は、管内に撮影ロボットを入れ、点検を行っております。南国市管理の下水道管は比較的口径も小さく、また塩化ビニール管路が95%を占めていますので、埼玉県のような硫化水素による管路の劣化の可能性は少ないと思われませんが、電車通りなど、推進工法を行った部分は1,000ミリの鉄筋コンクリート管となっているため、国からの調査指示があれば対応していきます。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 水道事業については、昨年の10月の臨時議会で水道料金の値上げも議決されておりますけれども、これは水道事業会計の将来的な収支を検討した上でのことですが、同時に水道管の維持管理についてを踏まえてのことだと私は思っております。

今議会での市長の施政方針では、老朽化による破損事故が多い箇所の新設を計画的に進めるということで、老朽化した水道管の新設、順次取り組んでいくということですが、では今後の点検、補修の計画はどうなっているのかお答えください。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） 南国市の基幹管路は、昭和50年代の第2期拡張時は石綿管により行っておりましたが、その後、昭和60年代からは、現在も使用しています強靱なダクタイル鋳鉄管に管種を変更しています。ただし、その接合部については、耐震性を考慮した抜け出しに強いものではないため、現在、耐震性を有する金具を接合部に取り付ける作業を行っています。この方法により、管路の新設よりも工期と事業費を抑えることができます。また、引き続き、残りの石綿管の新設は計画的にダウンサイジングを行い、順次耐震管に置き換えていきます。それ以外の比較的口径の小さい水道管につきましても、修理実績により老朽化の進んだ場所はおおむね分かっていますので、そのような場所から順次、耐震管に新設を行ってまいります。また、人工衛星による漏水調査の実施後には、あらかじめ漏水状況が把握できるため、修繕計画を作成し、優先順に工事を実施します。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 小さい管だと老朽化が進んでいる場所も分かっているということですので、それらへの対応も急がれるところですよ。

今回の埼玉県での事故では、下水道管の損壊により、広範囲の住民の方に対して、入浴、洗濯など、水道の使用を控えるような要請が出されました。今は解除されているようですが、非常に暮らしにくい、大変な生活を強いられたということです。下水道は、それほど市民生活に多大な影響を及ぼすものです。

ところで、汚水、排水ではありませんけれども、浸水対策として進めている新川雨水排水の枝線工事についてですが、計画どおりに進んでいない状況だと思います。現在、工事が途中で止まっていて、仕上がっているところの排水管の入り口のところが非常に狭くて、かえって水はけが悪くなって、雨水がたまって、近所の方が非常に心配されております。施政方針では、さらっと引き続き進めてまいりますと言われておりますけれども、この工事については、最終的な完成は、地元で説明したとおりに進んでいくのでしょうか。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） 周辺の住民の皆様には御心配をおかけしており、大変申し訳なく思っております。令和6年度に施工予定の区間は、令和7年度に6年繰越工事として行ってまいります。また、令和7年度に施工予定であった区間につきましても、現在、国へ2次要望を出しており、補助金がつけば、当初の説明どおり、令和7年度末までには完成させたいと思っております。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） この工事は国の補助事業を使っているということで、国の補助金がつけばというような条件付の回答でしたけれども、やはり防災の観点から見ても、遅滞なく進むように、なお努力をお願いしたいというふうに思います。

ところで、上下水道は企業会計で市の予算とは独立しておりますけれども、それは受益者、すなわち市民からの使用料、水道料金の徴収などで、企業内で独自に収支の採算を取らなければならないということですが、それでも市民生活に直結するものであって、市民サービスとしての市からの財政的支援、すなわち繰り出しが求められると私は思います。

そこで市長にお伺いしますけれども、令和7年度予算を見ると、水道事業会計への繰り出しが1,900万円余り、下水道事業会計への繰り出しが農業集落排水事業を含めて3億2,000万円弱と、合わせて3億4,000万円弱となっております。私は市民生活に大きな影響を及ぼす上下水道事業にはもっと繰り出しがあってもいいのではないかとこのように思います。今回の埼玉県の事故のように、全国で問題となっている老朽化に対する対策、これが急務です。上下水道は市民生活の中でも最も大切なライフラインであって、南海トラフ地震に備える意味でも対策が必要だと思います。上下水道事業について、それぞれの事業会計予算も含めて、今後の対策、対応について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど来から市の財政について御説明させていただいておるところでございますが、人件費や物件費、また扶助費などが増大しておる状況で、令和7年度の予算編成では、財政調整基金を、議員もおっしゃったとおり6億5,000万円取り崩すなど、非常に大変厳しい一般会計の状況となっておりますというところがございます。上下水道事業はともに公営企業会計ですので、事業費は料金収入で賄うということが基本となっております。水道につきましては4月分から料金の値上げを実施するところであり、下水道料金につきましても、現在、改定に向けた検討も行っておるところでございます。繰り出しにつきましては、今後におきまし

ても、児童手当、消火栓、雨水排水事業など、一般会計で担うとされている部分につきましては予算計上いたしますが、それはあくまで国からの財源措置がある部分ということでございまして、そこまでというように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 今、下水道料金も改定を検討しているというふうなお話でしたけれども、それから雨水排水なんかも国の財政措置分までというふうなお話ですけれども、ということとは、先ほど言った新川雨水排水の枝線の工事もそんなことかなと。7年度までということでは地元は聞いておりましたけれども、非常にその先がどうなのかというふうに思います。上水道、下水道とも企業会計ですので、受益者負担、これが原則だというふうには思います。しかしながら、繰り返しですけれども、最も重要なライフラインですので、市民サービスという観点で、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

なお、通告していないのですけれども、昨年3月議会で指摘した予定から遅れている奈路地区の給水施設の工事費が来年度予算に組み込まれたということで、本来やっぱり上水道がいいんですけれども、好ましいと思いますけれども、課題が一步前進したということで、大変喜ばしいことだと評価します。

市長の政治姿勢については以上にしまして、次に2項目の防災行政について質問をさせていただきます。

まず、避難施設の整備についてです。

昨年12月議会で、市街化区域の避難施設について、居住人口に対する避難施設の確保は足りているのかお伺いしたところですが、これに対して、危機管理課長から十分とは言えない旨のお答えがありました。この状況に関して、地元地域、具体的には朝日町部落ですけれども、ここから商工会のほうに商工会館を避難所として使わせてほしいというふうな要望が上がっているということです。指定避難所である大篠小学校よりも、その地区、部落内にある商工会館に避難できないかという思いからです。けれども、商工会館は、外壁が剥がれ落ちる危険性があるということで、避難所としては適切な建物ではないということです。そのため、商工会からも外壁工事の相談、要望が市に出されているというふう聞いております。

そこで質問ですけれども、この地元要望について、市はどのように把握されているか、把握の内容を説明願います。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 商工会館周辺の部落の代表の方から、商工会館を災害時の避難

所として使用できるようにできないかとの御相談、御要望がありました。その際には、特定の部落のみの避難所ではなく、市全体の指定避難所とするということであれば、商工会にも相談し、検討できる旨、回答させていただきました。相談に来られた代表の方も、市全体の指定避難所とするという趣旨につきましては御理解をいただきました。この要望を受けまして、危機管理課として商工会へ出向き、地元要望と併せて、本市としても避難所として指定させていただけないか、相談させていただきました。この際、商工会からは、建物を指定避難所とすることにつきましては一定御理解いただきましたが、建物の安全性、特に外壁の剥落の危険性があることについて、避難所として適当かという懸念が示されました。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 大体、私が聞いている話と同じようなことだと思いますけれども、今、指定避難所ということが出ましたけれども、居住人口に対して十分と言えない、そういった状況である市街化区域の避難施設として、ぜひ商工会館を指定避難所として積極的に整備していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市として、南海トラフ地震の発生を考えた際には、想定される避難所避難者を収容できる避難所の数、スペースは十分確保できているとは言えない状況であります。したがって、商工会館を避難所として指定させていただくことは、スペース確保の面からも有効であると考えております。施設管理者の商工会が懸念されている建物の安全性確保についての対策に係る費用や財源も考慮した上で検討してまいりたいと思います。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 課長からは、費用など、財政面を考慮した上でということですが。

では、市長にお伺いしたいと思いますが、地域の方からも要望が出されているように、商工会館を避難所として利用できるように、ぜひ支援をしていただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 危機管理課長が申しましたとおり、現在、本市としましては避難スペースが十分でない状況にありますので、避難所の確保につきましては、これからも取組を進めてまいります。

商工会館の避難所指定につきましては、建物の安全性確保の課題もございます。財政が非常に厳しい状況でありますので、安全性確保対策に係る費用につきまして、有利な財源なども確

認しながら、検討していきたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 何回も財政が厳しいということですがけれども、災害というのは待ってくれません。ましてや今年1月の日向灘の地震で、気象庁は70%から80%であった南海トラフ地震の30年以内の発生確率を80%に引き上げております。一刻も早く避難施設として整備を進めていただきたいということを訴えて、終わらせていただきます。

次に、防災行政の2点目、生活用水の確保について質問します。

災害が発生したとき、水の確保がとても大切であることは言をまちません。各避難施設には、備蓄品として飲料水が確保されております。当然、生きていく上で水は最も大切なものでございます。けれども、生活していく上では、飲料水だけではなく生活用水の確保も大切だということです。今年1月に稲生、立石地区の自主防災会が市役所で防災訓練をされた際に、高知大学医学部の先生、西山特任教授、私と同じ姓ですがけれども、が講演の中で、災害時に大切な水は、飲料水以上に生活用水が重要だと指摘されたと高知新聞にありました。

そこで、この生活用水の確保のためには、井戸を整備することが効果的ではないかと思えます。地震発生の際には、水道管も破裂すると当然想定されるわけで、そこで威力を発揮するのが井戸だと思います。この井戸、災害井戸について、高知新聞の報道では、政府が全国の自治体を調査して、回答のあった1,490自治体のうち、公共や民間の災害用井戸があるのが473自治体、31.7%であったとのこと。また、その井戸の活用を地域防災計画に載せているのは38.1%であったとのこと。南国市では、学校などの公共施設で井戸の整備を進めていたと思えます。例えば、地域交流センターM I A R E！にも整備がされてます。また、篠原の区画整理事業において、地元の自主防災会からの要望で災害井戸を整備したというお話をお伺いしました。

では、まず今回のこの国の調査に対して、南国市は回答したのか。したのであれば、その内容を教えていただきたいと思えます。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） この調査では、第1に、本市として、公共、または民間の災害井戸として把握しているものの数、次にその井戸水の活用方法、例えば飲料用か生活用水用かという内容でありました。本市の回答として、公共の災害井戸として7か所、具体的には三和小学校、大篠小学校、鳶ヶ池中学校、稲生小学校、東工業高校、南国市立スポーツセンター、地域交流センターM I A R E！をお答えしております。また、井戸水の活用方法につきまして

は、生活用水用との回答をしております。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 災害井戸の整備ってというのは、能登半島地震をきっかけに注目されて、政府も設置促進に向けて、工事の流れや水質の目安などに関する指針を今年度内に自治体に周知するとのこと。一方で、自治体からは、用地取得や工事に対する国の補助制度の拡充を求める意見が出されているということです。この災害井戸の必要性について、市の考えをお伺いします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 大規模災害時には、飲料水のみならず生活用水が、衛生環境を保つためにも重要であるとの認識を持っております。日常生活で、風呂、トイレ、歯磨き、洗濯などの際に使用する生活用水の量は、1日1人当たり300リットルに上ることも示されております。このような状況の中で、生活用水の確保対策として、災害井戸は非常に重要で役立つものであるとの認識をしております。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 非常に重要だと捉えておられるようで。先ほど紹介したように、篠原のほうでは、区画整理事業の中で地元要望として災害井戸を整備したということですが、私の住む地元でも、部落公民館などへの井戸の整備をしたいという声が上がっております。市街化区域では人口が多くて、生活用水の確保は自主防災会としても特に力を入れているところでございます。

ところで、市街化区域には都市計画法に基づいて開発された中で整備された公園が各地にあるということで、基本的にこれらの公園は市が管理していると思いますが、こうした公園に災害井戸を設置することは可能でしょうか。

○議長（岩松永治） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 南国市公園条例に基づく公園施設設置許可の申請手続きを行っていただきまして、許可が下りれば、災害井戸の設置は可能です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 可能だということで、ただ井戸を整備するには結構な経費がかかります。地元自治会や自主防災会では独自に整備するのがなかなか大変なことです。現在のところ、市の補助はないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現在のところ、地域での井戸整備に係る補助制度はございません。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ぜひ早急に補助制度を整備していただきたいのですが、いかがでしょうか。

併せて飲料水として利用できるか、水質検査をする際の経費についても補助をお願いしたいと思いますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現在、生活環境や衛生環境の確保対策として、浄水器付温水シャワーの整備や避難所の空調機器の導入を順次進めております。また、財政的な負担が大きいものの、対策としては非常に重要な埋設型の災害トイレ整備も検討し、進める必要があります。財政状況の非常に厳しい中では、災害対策に係る施策につきましても、優先順位をつけて実施をせざるを得ない状況です。災害井戸につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、生活用水の確保対策としては非常に有効なものではありますが、地域での整備に係る補助となりますと、補助を希望される地域も多数に上ることが想定され、また補助要件をどのようにするかなど、財政が潤沢でない中での補助制度創設に当たっては多くの課題があります。災害時の井戸の活用につきましては、和歌山県有田市が取り入れています災害時協力井戸登録制度を設けるなどし、現在ある井戸を発災時に有効に活用いただくよう、啓発も含めて取り組んでまいります。

また、井戸水の水質検査につきましては、自主防災組織への補助事業、年間1万円ですが、これを活用いただくことが可能ですので、検討いただければと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 災害時協力井戸登録制度というお話が和歌山県であると言われましたが、高知市にもあるようです、この制度は。それと浄水器付温水シャワーの整備ということをおっしゃいましたが、先週、2月27日に鳶ヶ池中学校でその実演会があつて、4月までに市内4中学校に配備されるということで、市長も、テレビを拝見しましたが、災害関連死の抑制につながるとコメントをされておりました。県内初ということで、大変よい取組だというふうに思います。

ところで、水質検査を自主防災会の補助金でということでしたけれども、現在、自主防災会への補助は年間1万円が上限で、本当に微々たるものです。備蓄品をはじめ、自助、共助のた

めの備えを進めていくためには、ぜひこの1万円をもっと増やしていただきたいのですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 自主防災組織は地域の共助を担う重要な役割を持った組織であるという認識をしております。その組織に対する活動費補助として年間1万円というのは、確かに多い額ではないというように思います。財政状況の厳しい折ということでもございますが、ここですぐ増額をするということはなかなか差し控えさせていただきたいと思いますが、共助を促す施策として検討していきたいと思います。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 検討していくということで、年間1万円というのが、市内全部の自主防災会が申請しても百数十万円ということですが、これが多いか少ないかということですが、市の予算で見ると0.006%、これぐらいです。災害時には共助ということが中心になってきますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

今回取り上げた災害井戸の整備について、市長の全体的な見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど危機管理課長が答弁いたしましたとおり、生活水の確保対策としての災害井戸は非常に有効であるというように思います。しかしながら、現在の厳しい財政環境では、全ての防災対策を横並びに展開するということは非常に難しい状況であります。限りある予算につきましては、行政でなければ導入が難しい、そういった浄水機能付温水シャワーの整備や災害トイレの整備、また空調設備など、そういったことにまず投入することを考え、地域に既にある資源につきましては、地域で有効に活用できるようお願いしたいところでございます。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 有効だとは思いますが、浄水器付温水シャワーは確かに行政じゃないとできないような高額なもので、避難された市民にとってはとてもありがたいものだと思います。ただ、4基配備するのに2,000万円ということですが、これに対して、温水ではありませんが、災害井戸の整備は、災害時の共助をしていく上で、市長もお認めのとおり、大変有効な生活水の確保策です。それでも地域で頑張ってもらいたいなお答えでしたけれども、業者に見積もってもらったところ、六、七十万円かかると。とても地域、自主防で整備するには大変な額です。せめて10万円でも20万円でも補助をしていただければ助

かります。お隣の香美市には、香美市災害時協力井戸整備費補助金という補助制度があって、上限30万円で年間募集件数が15件のようです。450万円ぐらいを予算化していると思います。これは浄水器付温水シャワー1基の費用よりも下なのかなというような感じです。ぜひ再検討をお願いしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど答弁いたしましたとおり、災害トイレの整備や避難所の空調環境などの整備、そういったことに対しまして、市として取り組むべき課題というように認識しております。財源が限られる中で優先順位をつけて効果的に取り組んでいくというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。災害井戸整備への補助につきましては、毎年計上していかなければなくなるという経常的な経費になるということにもなってくる可能性もございまして、やはり慎重に考えていく必要があると思っております。現時点ではなかなか難しいところであるわけでございます。ただし、災害時の井戸の活用につきましては、非常に有効なものであるのは先ほど申しましたとおりでございます。地域にある既存の井戸を事前に登録していただくなど、発災時に有効に活用できる環境の整備につきましては、検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 地域にある、それもやっぱり活用できるためには整備をせにゃあいかんわけで、ぜひ、お隣、香美市にもありますけれども、計画的に、優先順位をつけるということですけども、共助というのは本当に大切ですので、そのあたりも検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

3項目めの税務行政として、市街化区域の農地についてです。

前回の12月議会において、私は市街化区域の土地利用として関連の質問をしました。特に市街化区域の農地の利用について、居住誘導区域だからこそ宅地化が進むように、市の裁量の範囲内での市道認定の在り方について、しつこく質問しましたがけれども、市長から色よい返事はいただけませんでした。前回は、宅地化、開発しようにも進入路となる部分が狭い、既に宅地化されたその奥の袋小路になるような農地は、法律の縛りによって宅地化できない、そういった土地の利用促進を求めたところでした。特に市民感情からいっても、宅地化できないのに宅地並み課税されている農地についての課税の在り方に、非常に不満が出るのは当然だと思えます。

そこで質問ですけれども、市街化区域で宅地並み課税されているのに宅地化できないような農地、こうした農地がどのくらいあるのか把握されているのでしょうか。

○議長（岩松永治） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 土地評価の補正項目として、建築不可能、無道路地、準無道路地の補正があります。この補正を適用した市街化農地を集計しますと、263筆、7万5,665.22平方メートルです。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 263筆、7万5,000幾らということですが、補正もあるということですが、課税を担当する税務課長として、このような農地、ほとんど一律宅地並み課税をすることが本当に公平なのか、担当課長としての見解をお伺いします。

○議長（岩松永治） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 固定資産税の評価は、総務大臣の定めた評価基準に基づき行われます。市街化区域農地に対する評価基準の定めは、「市街化区域農地の評価については沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況、その他宅地の利用上の便等から見て、当該市街化農地とその状況が類似する宅地の基準として求めた価格から、当該市街化農地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価格によってその価格を求めする方法によるものとする」とされておりまして、宅地化困難であっても、宅地比準によって評価することは適正な課税でございます。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 当然、適正に課税しているというお答えになると思います。補正もあるということです。ただ、私が言いたいのは、12月議会でも言いましたけれども、市の政策として市街化区域を設定して居住誘導区域にしている以上、それが達成できるように市のほうで努力しろということです。そうしないと利用できない死んだ土地という、これ、当事者の方が言われることですが、死んだ土地というふうになってしまいます。都市計画法、建築基準法などの法の縛りもありますが、その範囲外で、市の裁量で対応できる事項、前回指摘した市道認定の在り方などに汗をかいてほしいということです。道路法の縛りももちろんありますけれども、市の裁量で可能になる対応があると思います。その努力をしてほしいということです。これは質問というか要望ですけれども、こうした対応が市としてできないのであれば、課税において、宅地並み課税をしている農地について、調整区域やその他市街化区域以外の農地等の公平の観点からも、減免、その他の措置を講じてほしいと思います。これは課長ではあれですの

で、市長、お答えいただきたいと思います。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 条例で定める固定資産税が減免される主な理由としましては、生活困窮、公益性の高いもの、災害による罹災がありますが、どれにも今回の場合は当たらないため、条例上、減免はできないところであります。

税務課長が答弁しました宅地化できない農地につきましては、土地評価におきまして、減額補正により評価額に差をつけております。具体的には、建築不可能補正としまして0.7、無道路補正としまして0.6、準無道路補正としまして0.8を適用して、評価額を下げることで、税額も下がっていますので、その他の措置というような対応もできないところでございます。

市道の認定の在り方につきましては、12月議会でもお答えしましたが、私自身も建設課等、行って話もしました。しかしながら、今の南国市の市道認定基準は、道路行政として、市道を管理する上で、認定の公平性も考慮して必要な内容等を示したものとなっておりますので、それにつきましては御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 12月議会から一步も出ませんけれども。私は課税をどうのこうのと言うよりも、市街化区域の土地利用を促進するための手だてをしてほしいということを申し上げております。市長は施政方針で、市街化調整区域における地区計画及び開発許可基準を適正に運用することにより、市街化調整区域の基本理念を堅持しつつも良好な土地利用を推進すると述べられました。市街化調整区域の基本理念を堅持して良好な土地利用を推進するならば、市街化区域の土地利用についても、市街化区域の理念に基づいて、12月議会でも指摘してきました。今もしてはいますが、市道認定の在り方、基準について、市内一律ではなくて、市街化区域については宅地化できるように見直ししてほしいというふうに思います。

ちょっと余談になりますけれども、私は職員時代に橋詰前市長から、できんできん言うなど、どうやったら市民の要望に応えられるか、それを考えやいうて、よくお叱りを受けておりました。平山市長にもこのことを考えていただきたいというふうに思います。できんできん言うなどということで、どうやったらできるかというようなことを考えていただきたいと思います。

市道認定については、事前に質問項目に上げておりませんでしたけれども、市長も先ほども言われましたけれども、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。市街化区域ですので。以上です。

最後に、消防行政について、消防本部の県一化について御質問させていただきます。

県内には15の消防本部があるようですが、これを統合して県一化を目指す。2028年度に広域連合高知県消防局（仮称）を立ち上げて、2033年度までに通信指令などの機能を一元化するという構想のようです。そして、南国市には、5つあるエリアの一つ、中央東の中核本部が設置されるようです。現時点での進捗状況について、お答えください。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 高知県消防広域化検討会は、令和5年7月開催の高知県消防長会臨時総会の場において、消防広域化に関する意見交換会の中で県のリーダーシップに期待をする声が多く寄せられたことから、将来にわたり県下の消防力を維持していくための消防体制の在り方を検討することを目的に、令和5年11月14日に第1回目を開催し、5年度に計3回開催をされました。第3回検討会において、高知県消防広域化推進計画改定方針が定められ、令和6年度に入り各市町村長及び担当課長への説明を経まして、昨年11月29日に、県として最も望ましいと考える試案を示すものとして、高知県消防広域化基本構想骨子案が示されております。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） ありがとうございます。私が気になるのは、まず消防職員の身分と処遇ということです。現在は南国市の職員ですけれども、県一になったら県の職員になるのか。そして、賃金、休暇などの労働条件はどうなるのか。消防長も現在は市長が任命しておりますけれども、指揮命令系統はどうなるのか。現在分かる範囲で構いませんが、お答えいただきたいと思います。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 詳細につきましては、今後開催予定の消防広域化基本計画あり方検討会で議論されることとなりますが、消防広域化基本構想骨子案では、新しく設立されます広域連合高知県消防局（仮称）の職員となるとされております。賃金等の労働条件については、第2期計画において、給与制度、階級制度、勤務体制等、職員の処遇の全県統一を目指すとしております。また、新しく設立される消防本部の消防長は、広域連合の連合長が任命することとなります。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 全県統一的な賃金体系をとというようなお話でしたけれども、何か聞くところによると、現在の広域消防は賃金が違うところがあるというような話も伺っております。

けれど。今後のことですけれども、どう進むのかという時点で、市からは離れていくということだと思いますけれども。

そういったところで、もう一つ気になる点が、消防団はどうなるのかということです。現在は消防団は自治体ごとの組織で、市町村長に任命権がありますが、消防団はどうなるのでしょうか。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 消防の広域化がなされたとしても、消防団は各自治体に設置されていますので、消防団長は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が市長の承認を得て任用されているという、今の状態に変わることはありません。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 消防団は今と変わらんということですが、では消防署、職業消防職員と消防団、消防団員との関係はどうなるのか、連携は大丈夫なのか、非常に心配される場所ですが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 広域化後の消防署と団の関係につきましては、現時点では不透明な部分がありますが、平成31年に1市2町による消防広域化により、姉妹都市岩沼市の岩沼市消防本部は、あぶくま消防本部になりましたが、岩沼消防署と岩沼市消防団の関係性には変化が現れたと聞いております。消防団と各自治体を管轄する消防署との連携を維持することは大変重要だと考えておりますので、指揮命令系統が広域化されたことで、地域ごとの消防運営の意思決定に遅れが出るとか、消防団の役割が縮小されたと感じて、団員さんの士気が低下することは避けなければならないと考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 姉妹都市の岩沼市ではちょっと変化があったというようなお話ですが、国は将来にわたる消防サービスを維持するために広域化を推進しているようですが、現在、円滑に対応できている南国市の消防行政が維持できるのか、非常に心配です。市長も、この消防本部県一化の会議に参加されると思いますが、市長の県一化に対する姿勢をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 昨年、高知県において策定されました高知県消防広域化基本構想骨子案が公表されたところですが、事前に高知県危機管理部副部長に南国市を訪問いただいて、私も

事前説明を受けたところでございます。基本構想骨子案の性格といたしましては、広域化の趣旨、また組織の骨格、さらには移行スケジュール等につきまして、高知県として最も望ましいと考える試案を提示したものと説明でございました。今後のスケジュールを見ましても、議論する期間が極端に短いと感じるところであり、今後、十分な議論がなされるよう、働きかけも行ってまいりたいと思っております。

また、現在のところ、南国市にとってのメリット、デメリットが不透明な状況であります、消防長からも申し上げたとおり、姉妹都市岩沼市におきましては、消防署と消防団の関係に変化が現れたということでもありますので、その点にも着目して、来年度からはあり方検討会の委員として、市民サービスの低下につながらないように議論してまいりたいというように思います。以上です。

○議長（岩松永治） 西山明彦議員。

○10番（西山明彦） 今、南国市単独ですので、消防団との関係、これが今、本当に良好なのに、これが変わっていく、岩沼市がそうだったということですが、そんなことがないように、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

まだ11時前で、通常、1日目、5人やったりするのが4人になったので、ゆっくりやろうかなと思ったんですけども、ふだんより短くなってしまいましたけれども。

最後に、今年度、管理職を勇退される3人の皆さん、消防長、参事兼財政課長、上下水道局長、それぞれ丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。まだ3月議会、始まったばかりですが、長い間、本当に御苦労さまでした。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩松永治） 13番西本良平議員。

〔13番 西本良平議員発言席〕

○13番（西本良平） 改めましておはようございます。なんこく市政会の西本でございます。

ふだんの順番が西山議員と入れ替わりまして、私のほうがいつも早くやらせていただいておりますが、今回、西山議員の後でございます。私もちょうど1時間ぐらいで、お昼までには終わりたいなと思っております。

今期定例会に私が通告しております質問は2項目であります。順次質問を行いますので、御答弁よろしくお願ひします。

まず、質問に入ります前に、先ほど西山議員からもありましたように、この年度末をもちまして、3人の課長級の方が御勇退をされるわけでございます、財政課長、そして上下水道局

長、消防長、本当に長きにわたり本市発展のために御尽力賜りましたことに心から感謝を申し上げます。また、私どもの質問に対しましても、長年にわたり真摯に向き合っていただきましたことに心から感謝を申し上げたいと、本当にありがとうございました。御苦勞でございました。

それでは、早速、質問に入りたいと思います。

まず初めに、国営圃場整備事業についてであります。

この事業につきましては、私、度々質問をしておるところでございますが、この事業につきましては、本市の重要産業である農業、その基盤である農地の区画整理等を行い、農業経営の効率化を図り、労働生産性の向上に資することで農家所得の増大を図ることが目標であります。これらの事業は、国の直轄によって令和2年に着手をし、令和6年には、はや5年が経過をいたしました。そのような中で、予定地では既に完成した場所や工事中のところも多く見られるようになってきたところでございます。

そこで、お伺いをいたします。

この国営圃場整備事業、まず最初に令和6年度の工事進捗状況につきまして、農地整備課長にお伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） 令和6年度の工事の進捗状況でございますが、浜改田西部工区と堀ノ内工区の2工区で工事を行っております。浜改田西部工区では、前年度から工事を継続しておりました8.7ヘクタールと新たに工事を始めました2.7ヘクタールが、今年度末に完了予定でございます。また、令和6年度から7年度にかけては、9.3ヘクタールを継続して工事しております。堀ノ内工区につきましては、今年度から工事に着手しております、3.4ヘクタールが営農開始ができる予定となっております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） ありがとうございます。令和6年度、合わせて14.8ヘクタールができたというようなことでございまして、この質問につきましては、私はこの進捗がどうなのかというのを非常に心配もしておることもありましての質問であります。

次には、令和2年度から6年度までの区画整理面積と予算の執行金額につきましてお伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） 本事業につきましては、議員もおっしゃられましたように、令

和2年度に事業認可を受けまして、令和4年度から工事に着手しております。予算配分額としましては、令和6年度の補正予算を含めまして約60億円の配分をいただいております。令和6年度末時点での工事完了予定面積は約60ヘクタールとなっております。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） ありがとうございます。6年度までに60ヘクということでございますし、金額で60億円の配分をいただいたというようなことでございます。

そこで、やはり気になるのが、既に先ほども申しましたように、5年が経過をしたということの中で、この予定事業期間というのは、当初の計画では令和2年から11年、この10年間でやりますということでございました。そのような状況の中で、予定事業期間の経過と整備面積、執行金額、進捗状況について、併せて農地整備課長にお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） この国営圃場整備事業につきましては、令和2年度に受益面積が527ヘクタール、総事業費210億円、令和11年度までの工期で国の事業認可を受け、事業に取り組んでおります。令和4年度からは、能間工区、下島工区、久枝工区で工事着手となっております。現在までの整備面積は、工事発注分を含めますと約68ヘクタールでございます。これは受益面積の約13%となっております。そして、令和6年度までの予算配分額は約60億円でございますので、総事業費予算210億円の約29%となっております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） ありがとうございます。210億円の予算で実質523ヘクやるということの中で、先ほどのお答えですと、面積では13%、そして予算から見ますと29%ということは、半分が経過した中ではかなり遅れてるんじゃないかなという、非常に心配をするわけでありませう。といいますのも、やはり地権者の方々の同意という部分では素早い営農開始を求めてもおるでしょうし、当然、地権者の高齢化も進んでおるわけでありませうし、そういう点で、今後に向けてはかなりピッチを上げて進めていかなければならないんじゃないかというふうに、私は思っておるわけでありませう。

そこで、今後の事業推進に向けて、先ほど来、予算のことで西山議員からも出ておりましたが、いろんな分野で人件費が高騰しておるわけですし、当然、建設資材も上がっておるわけでありませう。今後の予算措置いかんではかなり遅れるんじゃないかという懸念もあるわけですが、これ、国直轄でありませうし、国も一生懸命やっただいておるというふうな認識でありませうので、全て申し上げませうが、先ほど申しましたように、人件費、資材高騰で遅れるというよ

うな可能性についてはどのように見られておるのか、担当課長にお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） 国の予算状況や人件費や物価上昇等に伴う請負工事費等の高騰など、不確定要素がありまして、現時点で今後の見通しを説明することは困難な状況ではございますが、引き続き、事業推進に必要な予算の確保に向けた要請活動を行うとともに、工事着手の前提条件でございます、地元の合意形成を精力的に進めまして、早期の事業完了に向けて、関係者一丸となって進めてまいります。以上でございます。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） 心強いというか、力強いというか、担当課長の意気込みをいただきまして、少し安心もしたところであります。したがって、けどこれは、今後の予算措置というのはやっぱり政治力も当然必要なわけでありまして、時代が徐々に変わってきて、これを始めた頃からいけば、相当、今言う予算面でも変わってきておるといふふうに思います。

そこで、市長にお伺いをいたしますけれども、市長は、この国営圃場整備につきましては本当に神経をとがらせて頑張っておられておるわけでありまして、日頃、再三にわたって、国会議員の先生方や国に対して予算の要望、あるいは陳情に当たられておるといふふうに、私も日頃から見えておるわけでありまして。今後の予算についてや工事の進捗については、市長はどのようにお考えになられておるのか、御所見をお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 国営圃場整備事業の予算獲得のために、岡山の中国四国農政局と農林水産省、国会議員、そして財務省にそれぞれ年2回、要請活動を行っておるところでございます。市を代表しまして、私、市長と市議会議員、そしてほかには高知南国土地改良区理事長、南国市営農改善会会長、担当課長並びに県職員にも御同行いただいております。それぞれの部署で市の現状を御説明申し上げ、予算獲得のお願いをしておるわけでありまして、財務省では、工事内容やタマネギの産地化の取組、また次世代ハウス団地などにつきまして、非常に熱心に御質問をいただいております。予定時間を超えてまで質問をいただくというような状況もございまして、本市の取組に非常に好印象を持っていただいております。このように感じました。

また、市からは、地権者、耕作者の高齢化は予想より早く進んでいるため、後継者対策のために、また農地保全と食料自給率向上の観点から、速やかな事業遂行のための予算措置をお願いしたいと要望したところでございます。事業を進めるに当たっては、やはり予算措置がなけ

れば進めませんので、その確保をお願いしてきたところでございます。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） 市長、ありがとうございます。今、市長のお言葉を聞いて、私もほっとしたのは、これだけ国も必死でやってくれゆうんだなど。というのは、耳を傾けてくれて、やっぱり期待をしてくれてるんだと。南国市は基幹産業は農業なんだということが、こっちからの要望、要請が伝わったんじゃないかということは、これは一つ、大きな、私は進展であろうというふうに認識をしております。時間を超えて質問をされたりしたのは、多分、国はここまで来て、面積や執行金額もまだ届いてないんですけども、できたところでどういう計画が進めていかれゆうのかというのは、ここは国としては事業効果を絶対求めてくるわけですから、ここが一番大切なところであって、そういう意味において、私はまめな要望、要請というのは、国は国会議員の先生によって金が動くと言われるぐらいの内容でありますから、当然、国の担当者の方々ももちろんですが、国会議員の先生方にも事あるごとに要望していただいて、決めた事業期間内を想定して早期に完成をしてもらおう、事業期間内の完成を願う、これがまさに市長が先ほど言われた、地権者の高齢化や後継者の営農開始を待つ心、そして私はもう一つ言えば、これから後の5年間を待つ地域のモチベーションなんです。これが先へ延びそうになってくると、いろんな意味で意欲が薄れてくる、高齢化も進んでくるというようなこと、これはしっかりと市としても柱に持っておってほしいなというふうに、今、思っております。

それと、一方では、例えば、建設課あたりとの連携の中でも、今やってもらいたい、例えば、暗渠であるとか水路であるとかということも、いやもう二、三年のうちに例の圃場整備が来るから、今やったらまた壊さにかんき、いかんぜよと、こういう話で止まる事業が、ケース・バイ・ケースでやっぱりあるということも、これも一つ認識をしておかなければならないんじゃないかなというふうに私は思います。

なお、市長が今御答弁いただいたことについては、一つ前へ転んで私も安心をしたところではありますが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

そして、これから予算がついて順番に進めていくっていう一つの形ができて、工事の入札、応札というものが十分果たされていかなければ工事は進まないわけでありますから、そこらあたりで、まず入札参加の業者数でありますとか、今までの中で、最近はないようなことも聞きますけれども、不落などのことも、今後、考えていかないかと思いますが、そこらあたりの状況につきまして、担当課長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 農地整備課長。

○農地整備課長（高橋元和） 工事の入札参加業者数でございますが、入札情報サービスのホームページから確認できる情報になりますが、令和6年度の区画整理工事の3件のうち、内訳は浜改田西部2件、堀ノ内1件となっておりますが、それに対しまして8社の応札となっております。本年度は全ての工事契約におきまして複数の業者から参加していただきまして、不調、不落は発生しておらず、徐々にではございますが、入札参加業者数も増加傾向となっております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） ありがとうございます。応札業者が激減をしているというようなうわさも聞いたことがあって、今、日本国中では、この圃場整備というものは大半が済んだような状況で、建設業者もどんどん、今まで使ってきた機械も手から離れて、業者も減ってきたというようなことの中で、これだけまだ8社も応札していただいて、入札参加があるということは非常に喜ばしいことであろうというふうにも思います。

一方、今までに私が聞いた範囲では、3件か4件か、不落もあったというふうなことでございますが、これについては、国も重々、私は承知をしてると思うんです。これの積算根拠をつくった実施設計をやったのは、多分、平成30年頃やったと思うんで、随分と歩掛かり等も変わってきたというふうに思うわけですから、今後は多分、国も修正されるんじゃないかなというふうに思っております。きちっとした時代の要請に合った計画づくりをしないと、なかなか業者も手を挙げにくいし、落札もしづらいというところも出てくるわけですから、ここは国のほうに私たちは委ねるしかないという部分でございますから、市と何ぼ議論をしても進まないわけでありまして。

いずれにしても、この事業が、私たちは地権者に約束をした事業年度内には終われるような目標をきっちり守っていくと。そして、営農再開によって、もうける農業につなげていただくということが重要だと思います。

なお、また一層これから後の質問に入るわけですが、やっぱり営農面と連携をしながら、しっかりと両輪のごとく進んでいかないと、今後、これから後の5年間というものは、事業効果を見られるわけでありまして、しっかりとそこも取組を進めていただきたいと思います。

次に、営農面からいうと、農林水産課長にお尋ねをしたいと思います。今まで私も質問の中では、これから新しい農地で何を作るぜよということを随分言うてきました。ブロッコリーのときもありました。カボチャもありました。芋もありました。が、今やっとなんか

ベツの産地化にという声が聞こえてきておるわけであります。これらにつきましては非常に重要な話であるわけでございますから、このキャベツの産地化の取組計画について、農林水産課長にお尋ねをいたします。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） キャベツの産地化につきましては、J A出資型法人の株式会社南国スタイルをモデル農家に選定して、大規模な営農体系に対応した機械化や効率化の検討、ドローンを使った画像解析による生育状況の把握、試験栽培などを行ってきておりまして、現在も栽培実証を継続しているところです。その中で、水稻の収穫が終わった後、次の作付までの間にキャベツを栽培することで、水田を有効活用し、農家所得の向上につなげるという取組について検討を行っておりまして、水稻とキャベツとの輪作体系が可能であるということの確認が取れております。次年度以降もキャベツの産地化に向けて栽培実証を行い、機械化による効率化や収益性の検討などを予定しております。引き続き、県やJ Aなど、関係機関と協力して農業モデルを確立し、南国スタイルをモデルケースとして、生産農家の確保、育成の取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） ありがとうございます。このキャベツの産地化については、私も先日、スタイルの中村専務にもお話も伺いましたが、もうやっとなキャベツの栽培指針もできて、自信もできてきたと。最終的に私も、私もというのは中村氏のことでございますが、30ヘクぐらいまではいきたいんだというふうなこともおっしゃってございました。比較的昔から、片山なんかもそうですし、里改田もそうでしょうが、いまだにキャベツを作られる農家、たくさんおいでますし、このきれいな新しい圃場で、水稻の裏作として大きな産地化をし、そこでできることはやっぱり6次化に結びつけて、カット野菜も含め、いろんなことを今から計画をしていく、青写真に載せていくっていうことを、ぜひとも農地整備課の仕事と農林水産課の仕事とが合体をして、これから取組が進むように、ぜひともこのスタイルのモデルに対して、さらなるこれからも支援もお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、能間工区でございますが、能間工区で既に昨年1戸のシシトウ農家が栽培を始めたというふうにお聞きをいたしました。圃場整備やりますと、がま土を上へ持ち上げて、いわゆる表土が変わって、いや地現象が起こったりして作物に悪い影響を与えとかという話もあるわけですので、そこで心配をしておるわけですが、この圃場整備された農地でのシシトウの作柄等についてはどのような認識でおられるのか、農林水産課長にお尋ねいたします。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 能間工区では、圃場整備完了後の農地でシントウのハウス栽培を行っている方がおりますが、その作柄につきまして、J A土長営農経済センターにお伺いしたところ、ハウスでの栽培ということもありまして、土壌環境や養分バランスなど、いわゆる土づくりにおいてはコントロールされておりました、圃場整備された直後の農地ということで、明らかに収量が低いというようなことは起きていないとのことでございました。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） ありがとうございます。一作目は、比較的悪い土壤がない限りは、微量成分なんかも、基本的にはケイ酸なんかも豊富にあるわけですし、しかしながら二作、三作目といくときに少し心配な点も出てくるというようなことも、私は元J Aでしたので、営農指導の端くれもしておりましたので、そんなことも聞くこともございますから、さらにJ Aあたりとも連携しながら、御指導のほうをしてあげていただきたい、気に止めておって、能間団地での成功事例に仕上がるように、よろしく願いいたします。

この質問では最後になりますけども、今回の施政方針の中に、下村青果商会の事業が、予算も含めて、これ、国のお金がトンネルで5億5,000万円でしたか、出ておったわけでございまして、2ヘクぐらいを使うてやるというような、次世代型ハウスのようであります。ようであるということで、私も詳しく存じておりませんが、これもまた非常に大きな能間団地にとっては大きな事業になってくる。その成功事例にしてほしいという観点から、この大規模な次世代型ハウスの建設予定について、その計画内容を農林水産課長にお尋ねいたします。

○議長（岩松永治） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 下村青果商会は、南国市東崎に事務所を構え、東崎のハウスにおいて、キュウリの栽培で実績を上げている法人であります。来年度に能間工区内で着工予定のハウスは、毎秒50メートル以上の風速に耐えられ、自動カーテン装置や炭酸ガス発生設備などを備えた次世代型ハウスで、キュウリの栽培を計画しております。

また、収量につきましては、従前よりも高い位置でつる下ろしを行うハイワイヤー方式による養液栽培を予定してございまして、栽培期間の延長、収量増を図り、年間約870トン、10アール当たり50トン以上を計画しております。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） ありがとうございます。うちも当然、これは超大型の農家になるわけでありまして、企業になるわけでございますから、しっかりと注視をしながら、まだ国への申請

段階でもあろうというふうに思いますので、今日、私がどうこう言う立場にはないわけですが、ぜひとも、本市としては優良事例となるように、さらなるまた支援のことがあれば、支援も含めて検討していく必要があろうというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でこの圃場整備の関係につきましての質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

次に、非常に、多分、この議会は県下でも方々で、今日も、先ほど西山議員からも質問がございましたので、興味のある話であります。県一消防構想につきまして質問をさせていただきます。先ほどの西山議員と重複をする点が多々あろうかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

私は、現段階でのこの消防広域化基本構想案に、大変、これからではあろうと思うんですが、今の状況では不安を感じる部分がある立場からこの質問をさせていただきたいというふうに思っております。現状では骨子案の状態でありますから、なかなか答弁しづらい部分もあろうかと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは、まず昨年11月29日に県から高知県消防広域化基本構想骨子案、いわゆる県一消防構想が公表されました。まず、この広域化の目的について、消防長にお伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 昨年11月29日に発表されました、高知県消防広域化基本構想骨子案においては、人口減少が進む中で必要な消防力を維持確保するため、県内の消防組織を一元化する。これにより本部機能を集約し、間接部門を効率化して、現場業務に注力するとともに、消防サービスを高度化し、県民の安全・安心を確保するということが広域化の目的とされております。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） この広域化の中で、言いゆうことは、机上であろうが何であろうが、これを書く人はやっぱり上手に書くんです、これ。すばらしいと思います。そのとおりのやと思いますが、いろんな角度から見たときには、違う意見があるということは、これは私は忘れてはならないと思います。この中で、うちがすぐに目につくのは、県民、市民の安全・安心の確保ということでありまして。これは既にうちもやられておるわけでありまして、消防サービスの高度化もできておるというふうに、今の段階では思います。なぜ広域化の必要性があるのか、お伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 基本構想骨子案では、1、人口減少に伴う財源の制約、2、消防サービスの需要拡大、3、県内ほとんどの消防本部が小規模消防本部で、間接部門の総務、通信指令などに労力を割く必要がある、以上、3点を解決する今後の方向性として、広域化が必要であるとされております。

なお、昨年、県下の消防長会も参加をして開催されました広域化検討会の結論といたしましては、1、急激な人口減少による市町村における消防力の低下に歯止めをかけるため、全県的な取組として、県一消防広域化を推進する、2、取組の実効性を高めるため、県も当事者の一人として、県一消防広域化に向けた県の役割の明確化を行う、3、消防広域化に向けた組織の統合は、県及び全市町村による事務委託、または一部事務組合方式とするという3つの基本方針で検討を始めることについて、全会一致で承認されたところであり、15消防本部の消防長といたしましては、消防の広域化に同意したものではなく、検討することに同意したという認識でございます。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） ありがとうございます。この必要性は、将来にわたっては、例えば、15年、20年先っていうのは、これはうちも今の時点から反対する必要もなく、またその必要性が出てくるかもしれないというふうには思うわけです。ただ、この中で、急激な人口減少という言葉と、市町村における消防力の低下に歯止めをかけるという言葉は、どうも今のうちに、私は当てはまらないというふうに感ずるところであります。この統合合併がいくいかなの話は私は決してするつもりはなく、テーブルに着いて議論をしていくことは、当然大事であります。どういう在り方ができるのかというあり方検討会が、4月から、来年度にも始まるわけでございますけれども、そういう点は、うちとしてもそのスタンスをしっかりと理解した上で取組を進めていっていただきたいという意味で申し上げておきたいと思っております。

次に、私たちの膝元を見てみたいと思っております。本市消防本部職員の条例定数及び職員数の推移、また充足率についてお伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 現在、職員の定数につきましては71名でございます。職員数及び充足率につきましては、それぞれ4月1日現在の数値ですが、令和2年が68名、充足率が95.7%、令和3年から令和5年が69名、充足率97.1%、令和6年が64名、90.1%となっております。なお、令和7年度は66名、充足率92.9%を予定をしております。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） この数字を見る限りでは100には届いてないわけですが、極めて、県下全体を見回しても良好な数字ではないかなというふうに思うわけでありまして、令和7年も約93%の充足率であるということで、この中で今まで積み上げてきた資機材の運用でありますとか、いろんなことの訓練をやってこられ、高い時期には97%の充足率の時期も3年ほどあっておるといようなことで、本当に長い時間をかけて、2代、3代の長の時間をかけて、本市の消防の今の体制、そして資機材、総合力、全ての面において、私は培ってきたものが今やっと集大成のところに来た、この時期にというふうな思いがあつての質問でもあるわけでありませう。

次に、これは非常に消防長にお聞きしづらいんですけども、現在、本市消防本部の所有する車両等の資機材全般を見回したときに、本市は県内15消防本部において、どのような位置にいると思われるのか、消防長の御所見をお伺いします。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 資機材等についてのお尋ねでございますが、車両等につきましては、念願でありました化学車、水槽車、救助工作車等の更新が完了いたしました。本年度中には高機能消防指令システム、消防デジタル無線も完成予定となっております。また、ドローンや災害対策用重機をはじめとする最新の装備の導入にも力を注いでおります。

また、消防団のことになりますけれども、本年度でポンプ車の更新及び木造消防屯所の更新が完了となっております。

15消防本部においてどのような位置にいるかという御質問ですが、職員数や各種装備の整備状況や三部制を取り入れた職員の出動態勢、また消防団との連携を含めた消防体制全体では、管轄を守るという意味では、高知県下の中でも充実しているのではないかと考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） 少し消防長が謙遜をされたと私は思っております。この人口に見合う、この状況からいえば、本当に私、マックスすばらしい、今、体制整備ができておるんじゃないかというふうに思います。私も1期目から、思い出せば、1期目の12月議会、最初の端の議会では軽四救急車の導入についての質問をして、その1年後に導入、配備をされた記憶をしておりますし、化学車につきましても、空港がありながら化学車がないというのはいかがなものかということで、強い思いで私も要望もさせていただき、常任委員会では消防長と一緒に宮城県

の名取市に見に行き、その後には配備されたと記憶しております。水槽車もそのようなことでございました。そして、10年ほど前には、1回目の高機能消防指令システムもやって、今、やり替えをこの年度末にはできる、デジタル無線も完成予定になっておる。何も非の打ちどころが、私、ないように思うんですけど、これ。どういうふうに判断したらいいのか、逆に分からない。しかも消防団、1回目の、20年をかけてポンプ車の入替えも終わりましたし、消防屯所の新設もほとんどのところで終わったと思っておりますが、そういうような中で連携もうまく取れておる。私はここでは本当にトップクラスに位置する現在の充実した状況ではないかと思っております。

次に、本市において、この広域化について、今、申しあげましたから、あまりメリットというよりもデメリットが多いとかということになると思えますけれども、メリット、デメリットという点ではどのように消防長はお考えなのかお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 現在、財政面、人員配置などのシミュレーションが示されておられませんので、南国市においてのメリット、デメリットの判断はつきませんが、一般的にメリットとしましては、消防力の強化、財政の効率化、消防サービスの高度化、デメリットとして、地域独自の消防需要対応力の低下、消防団との関係の希薄化、意思決定の遅れなどが考えられます。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） 意思決定の遅れというのが、一番、私はここでは気にかかります。そういったことも含めて、現状の中で県一統合する場合、今、最も課題となるべき点というのは、消防長のお考えの中ではどの点にあるのか、御所見をお伺いします。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 今、考えられる課題といたしましては、指揮、運用体制の調整や財政負担とコストの配分、消防団との連携維持などが上げられますが、県一消防を目指した先進地である奈良県でも、最終的には奈良市と生駒市が広域化から脱退しております。県下には34市町村で8つの単独消防と7つの組合消防を構成しており、管轄面積や財政基盤、また職員の規模などが違うことから、構成自治体の意思の調整が一番の課題ではないかと考えております。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） ありがとうございます。ここが非常に重要な点でありまして、これからあり方検討会で順次検討はされると思うんですけども、先ほど優良事例というか、先進事例

の話がありました。奈良市、今、約35万です、人口が。それから、生駒市が11万7,000、2番目に大きいのは橿原市の11万9,000なんですけども、非常に私が気になるのは、この大きな、高知県で言えば高知市と、南国市の次ですから香南市かどっかになると思うんですが、そういうところが入らない、のいてスタートするみたいな話に、当然なるわけでありまして。それは適切な判断で、手をどっかの適切な時期に下ろしたというふうに私は思うんです。JA高知県、あまり農協をだしにするつもりはないですが、御覧ください。やっぱり25年も30年も検討してきました。その結果、一に最終的になったんですが、8構想の時代もありましたが、いよいよの統合では、やっぱり高知市農協さんと土佐くろしお農協、これは須崎です。それから、馬路村農協さんのこの3つが統合しなかって、いまだにそういう状況なんです。だから、それぞれの既存の自治体の考え方というものは、それだけ重たいわけです。そこをこれから引っ張る、主導していく県も、机上論も大事ですけども、もっともっと現場の声を吸い上げて、私はこの声が聞こえてくれたら幸いかと思ってます。それぐらいこれはもう、一度突っ走ったら元へ二度と戻ることはできません。統合、合併、広域化、これは一番そういうことがあるわけですから、慎重の上にも慎重、現場の声をとにかく吸い上げる、これをぜひともお願いをしておきたいというふうに考えております。

次に、現時点でのこのポンチ絵、見せていただいたら、分賦金といいますか、分担金といいますか、これ、債務の扱いについてはどのようになっておるのか、消防長にお伺いします。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 現在示されている案では、市町村は、分賦金として、今度新しく創設されます広域連合共通の経費は、消防費に係る基準財政需要額に応じて算定した額と各市町村域における独自の付加サービスに応じた額を、県は県の消防費に要する経費を負担することとされておりまして、財産につきましては、土地は無償貸与、その他の財産は広域連合に無償譲渡、また債務につきましては構成団体に存置されることとなっております。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） 合併というのはこういうことだろうと、統合というのはこうなるんだろうというふうには思うわけでありまして、これぐらいの財産とこれぐらいの財産は、平等、公平でなくても、いわゆる全部無償譲渡。その団体に残っておる債務は、存置ですから、即払いなさいよということになるわけでしょうけれども、それもすぐいかなものかなというふうに私は思っております。これはまだこれからの話でございますから、なかなか踏み込んだ話にはならないと思っておりますが、現実はどういうことであります。

次に、一番問題なのは、西山議員さんがおっしゃったとおりでありまして、職員さんの給与を含めた処遇待遇、そして勤務体制、これが令和10年に既に消防局、仮称ではありますが発足するという、10年に。10年、11年、12年で1期、13、14、15で2期、この2期目に職員処遇をするっていうことは、これは私は大きな間違いやと思っています。これまでの4年、発足までの、あるいはこの給与が改定されて決まるまでの、例えば5年、6年の間、どういうモチベーションで消防職員さんが仕事をしていかないか。この胸のうちをやっぱり私はしっかり考えておく必要が、これは県の主導をしていく方にも申し上げたい。ここは、これは労働基準法の中でどうなるかということは申しませんけれども、大事なことは、南国市に入った人が南国市民の命を守る、そういった生きがいを持って、気概を持って入ってこられた人が私は大半だと思っています。そして、家庭の生活設計も、今の給与水準だから家を建てました、子供を大学にやっています、いろんなことがあります。給与というのは、高いところへ合わすんやったら統合しません、基本的に。これは財政の効率化をやるためにやるんですから、例えば、高知市が一番高いとしたら、やっぱり何段階か低いところに合わさざるを得なくなってくる。これが世の中の私は常やと思っていますんで、ここが明らかに、恐らく1,200人を超える消防職員さんがおいでと思うんですが、県下には。この人たちの心が砕けないように、まずすると。そして、どこの消防本部に将来配属されても、生きがいを持ってやれる体制整備っていうのはそこなんですよ。このことを私は強く申し上げて、これからのあり方検討会に生かし、基本計画をつくってほしい。基本計画ができれば、ほぼほぼもうそのとおりに肉づけをしながら進んでいくだけです。本当にそこはもう僅か3年ですよね、市長。4年後には発足するというような流れで、今行ってますよね。だから、そういうことを、私は基本的にまず1期目にやってほしい。そうやって現場にその声を下ろして、この間も県議会のパブリックコメントの云々ということで、県議会の議員が質問した後に危機管理部長の答弁があっただけで、パブリックコメントもやりましたと言うけど、恐らく10件ぐらいが来たか来んかで、今ほとんど分からない状態の中でのパブコメですから、本当の意味の内容が籠もってるのかどうか、私はちょっと分かりかねますけれども、そういうことも含めて、これから度々そういうこともしながら、本当に精度の高い、いい内容のものにしてほしいということで強く申し上げておるわけでありまして。そこで、ここまで私がちょっと強い口調で言い過ぎましたけれども、職員さんの体制が一番大事だということをお願いしたかったわけでありまして。

次に、今後の移行スケジュール、先ほど来、申し上げましたけれども、再度、消防長のほうからお聞きをいたします。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） 今後のスケジュールにつきましては、令和7年度に消防広域化基本計画あり方検討会を設置、開催、令和8年度に高知県消防広域化推進協議会を設置、開催、9年度に広域連合高知県消防局（仮称）の設立の合意の予定となっております。

なお、協議会及び広域連合設立の合意は、県、市町村議会の議決が必要となっております。令和10年度に広域連合高知県消防局（仮称）を発足、段階的に間接部門や通信指令の集約、職員の処遇の統一を図り、令和15年度をもって消防事務の組織、業務の一本化が完成することとされております。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） スケジュールはそういうことになっておりまして、これが今後、もっと慎重に検討すべきという判断があつて後ろへ延ぶのか延ばんのかというところもあるわけですが、恐らく今の意気込みであれば、この計画どおりいくんじゃないかっていうふうにも私も思うわけでありまして。

ただ、今の計画では、1期目の状況の中では、うちの北部出張所は残るようになってます。しかし、これ、2期目以降、やっぱり財政の効率化をやっていくためには、そりゃあ多分、私はなくなると思うんです、これ。というのは、あそこの北部出張所は、高速道路ができたときに、南国インターチェンジが最南端でございましたから、当然、高速道路での事故に対応するための云々というのもあったと思いますし、これは今日は変わって、高知インターからもうどんどん上がれますし、大豊からも上がれますし、その役割は少し減ったかもしれません。しかしながら、あの当時の、あの当時のですよ、中山間地域に住む人たちが、30年もたつと、50じゃった人は80になってます。当時40やった人も70を超えとるわけでありまして、もう本当に救急車への要望というのは強いものがあるわけです、ねえ市長。これ、本当に、バイパスの本部から、例えば、成合に来るとしたときに、大体17分から18分かかると思うんです。北部出張所からやったら7分で来るんです。この差は、やっぱり心筋梗塞、脳梗塞、あるいはそれに次ぐような病気をしたときに、命に関わるわけです。だから、私は今のままでいけばありがたいと思うんですけども、よそのところの広域消防組合なんかでも、今後、なくなっていくところができる、そういう課題も机上では見えない部分で出てくるというふうに私は感じてます。ここをどういうふうに市民の皆さんに分かりやすく埋めていくのか。これは本当に慎重に考えてほしい。そういう市民サービスが、仮に欠如していくことになれば、何のための本来の広域化なのかということ、本質を問われるようになってくる。そういうように私は思っており

ます。

そこで、この質問も時間も大分来ましたけれども、JAを、私、また出されんですけども、JAも、あれはいわゆる経済活動団体ですから、当然、費用対効果を見るわけですので、またこの問題とは少し違うわけですけども、やっぱり地域から出張所、支所がなくなっていっておくことは、これはまた事実であります。そういうようなことで、広域消防も、一つになって四、五年たって慣れてきたら、私は出張所廃止の方向に動くんじゃないかということを申し添えておきたいと思っておりますので、ここはあり方検討会で、市長も出られると思えますし、消防長も出られると思うんですが、とにかくうちの出張所の廃止の話だというのは、早いめからきちっと出していただきたいというふうに思っております。

そこで、この計画が、先ほどから申し上げておりますように、10年発足の予定、仮称ではありますが広域消防局が発足するという考え方であります。この考え方の内容、そしてこれからの検討の在り方について、市長の御所見をお伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 西山議員の御質問にも御答弁したところでございますが、人口減少によりまして、県下市町村におきます消防力の低下ということに歯止めをかけるために、消防の広域化を推進するという事は、そういう県の考え方には一定理解はするところではございますが、広域化することによりまして、いずれは消防署の統廃合を余儀なくされるのではないかと、また本市におきましては、消防本部、消防団、危機管理課との連携が、今、うまく取れている状況でありまして、消防本部が別の組織になることで、災害時に今までのような連携が図れるのか、市を預かる者として、市全体の消防力の低下につながりはしないかと懸念するところでございます。そういったところは心配なところもございまして、来年度から開催予定の消防広域化基本計画あり方検討会の中で、市民のサービス低下につながらないように、慎重に議論を重ねてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩松永治） 西本良平議員。

○13番（西本良平） 私の思いがほとんど市長と同じように、市長も言ってくれましたが、私も反対を全部するつもりはないです、当然。県も、それこそ思い入れがあって、これからこういうべき在り方ということ、こういうようにしなければ、小さいところは、本当に職員の採用から始まって、全ての面において厳しさが増してくるということは、それはよく分かるわけです。したがって、これ、本当に県一構想一択なんではないでしょうか。例えば、今、広域消防組合なんかもう少し大きい形になるようなことをして、資機材の導入についての補助を出したりし

て、あまりにも、西は宿毛、土佐清水から東は室戸市、東洋町まで180キロもの距離のカバーをするような、県一にして本当にメリットが出てくるのでしょうか。もう少し、3つか4つかみみたいな案もあってもしかりじゃないのかな、違う角度でいい面も見えてくるんじゃないかっていうような、私は気もしております、一気に一にしてしまうと、そりゃあ全部がひっついてくれば、予算上の問題らあもある意味、ええ意味、分賦金も入ってくるでしょうけれども、そうでなかったら、大きいところが外れてしまうと、どこにメリットがあるのかなというふうに思うわけですが、そんなこと、私が申し上げる立場もないわけですが、私は、冒頭にも申し上げましたように、市長も非常に消防行政は本気で取り組んでこられました。そういうのを見てきたわけですから、財政課長にも随分と骨折りをいただいて、今日までのこの消防行政、本当に分厚いものになってきたと私は思っております。どうかこの消防行政が、県一化の方向には行くと思いますけれども、この基本計画ができるまでのこのあり方検討会の在り方が本当に大事になってまいります。

最後に申し上げますけれども、この県一化は、誰もが県一化したくなるような基本計画案をつくる、これまでは見合わす、そしてうちは、やっぱり今の充実した内容を見れば、落とすところを考えて、下ろすときは手を下ろす、ええと思えば手を挙げる、この気持ちを私はずっと持って行ってほしい、そういうふうに、人の命を守る仕事は、うちは警察がございませんので、消防しかありません。そして、同じ職員でありますから、消防職員を大切に思いやること、これをひとつ考えた上でこれからの検討会に臨んでいただきますようお願い申し上げます、今議会の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩松永治） 昼食のため休憩します。

再開は午後1時であります。

午前11時52分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（岩松永治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。6番山本康博議員。

〔6番 山本康博議員発言席〕

○6番（山本康博） 6番、参政党の山本康博です。

通告に従いまして、一問一答で質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

現在、経済がインフレに振れており、生活がなかなか厳しくなっているという状況だと思います。国内においては、税金が高いことへの不満、財務省前で大規模なデモが何日も続いている状況ということで、さらに高校生もそういうデモへ参加している実態を見るにつけ、仁徳天皇の民のかまどの逸話を思い出すというふうになります。それは、仁徳天皇は民のかまどから炊事の煙が立ち上がっていないことに気づいて、民は皆、貧しい、3年間、租税と労役を免除せよと命令したと。そして、3年間は税金の徴収をやめたところ、民家のかまどから煙が出るようになったという話があります。現在、これを想起させる状況になっているのではないかとこのように思うんです。基本的な生活が危ぶまれる経済状況になっている方も少なくないかと思えます。燃料、米価をはじめ、様々な食料品等が値上がりをして、今、見せているという状況になっています。給与の上昇を追いかけるように物価が上昇していく。こうなれば問題ないし、それが年率で2から4%程度のインフレという状況であれば、市民の生活は安定し向上していくんだというふうに考えられています。しかし、今回のインフレはコストプッシュ型のインフレのため、給料が物価上昇に追いついていないため、生活が厳しくなっているという状況だと思います。こうした場合、国民の生活改善のためには、税金を減額、または免除して、可処分所得、つまり手取りを増やすことが最も重要な政策になるのではないかなというふうに考えます。しかし、現政権ではそれとは真逆になっており、事もあろうに過去最大の税収となってきました。2025年度のプライマリーバランスの黒字化、これも達成できそうだという話まで来ている。プライマリーバランスの黒字化は、国民の貧困化に直結する、そのような事態になるのではないかと、大変懸念をするところです。企業倒産に歯止めが利かない、こんな状況でもあります。さらにどう考えているのか分かりませんが、食料品の消費税をゼロ%にすると言いつけている人もいます。そうすると、飲食店においては、結局、仕入れ課税控除ができないために、その税負担が大きくなるということにつながっていき、さらに飲食店の倒産や経営圧迫がそれに追い打ちをかけていくということになりかねません。南国市においても、その対策が急がれるところですが、可能性を見いだして、住民税など、減免をする政策なども考慮しているのかもしれませんが、なかなかそういう状況にはないと思います。政府の緊縮財政のため、交付金の額も不十分であって、打てる政策には限りがあるかなというふうに思っています。平山市長においては、行政マンとしての知恵と経験を通して、市長としての職責を果たしておられるわけですが、今後ますます積極的な取組をお願いしたいというふうに考えます。

通告はしていませんでしたけれども、もし構わなければ、市民の生活を守るためのお考え、お聞かせいただければなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 山本議員に申し上げます。通告に従って質問をお願いします。

○6番（山本康博） はい、分かりました、すいません。

それでは、本日の議会においては、次の4点についてお尋ねいたします。

1つ目が共同下水処理施設の実態、2つ目がフルーツアートでまちおこし事業、3つ目がふるさと納税の再構築、4つ目が粗大ごみをメルカリで販売するという事柄で質問させていただきます。

まず、1つ目、共同の下水処理施設についてお尋ねいたします。

正式名称としては、南国市農業集落排水設備の管理に関する条例として制定され、南国市においては、一番早く完成したものが平成11年4月の浜改田地区汚水処理施設かと思えます。既に25年が過ぎたところになっているかと思いますが、これらの施設の成り立ち、歴史、背景などを教えてください。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） かつて河川や農業用水路は美しく澄んだものでしたが、生活水準が向上するに従って生活排水も大幅に増大し、河川は汚れ、自然本来が持っている力だけでは浄化することができなくなってきました。このため、汚れた用水が農産物に被害を与えたり、ハエや蚊の発生、悪臭などから農村の環境を改善し、自然を守るために設けられたのが、農業集落排水事業です。この事業は、昭和58年度に農林水産省において制度化され、農業振興地域の農業集落を対象とした下水道処理事業で、全国に約5,000施設が供用されています。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 農業用排水路の水質改善のために導入されたということだということが分かりました。

では、南国市ではこの制度を利用して設置した施設を教えてください。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） 現在、3地区において供用しております。先ほど言われましたように、浜改田地区が平成11年4月から供用開始、久礼田地区が平成12年4月、国分地区が16年4月にそれぞれ供用開始を行っております。以上です。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。県のホームページを見てみると、久礼田地区は23年度末で1,194人が、浜改田地区だと1,332人が、国分地区は1,262人が利用しているということになっているようです。それぞれの施設における方式は三者三様でして、違いがあるよう

なんです。さらに見学も可能というふうなことが、南国市上下水道局との調整を行っていただければ見学もできるというようなことが書かれてありました。ぜひ、様々な方がそういうところを見学し、実態を見ていただくという事はいいことではないかなというふうに思いました。

布設後に新たにその地域に宅地として土地を準備して建設された家屋において、この共同下水処理施設への家庭排水接続はどのようにすることになっているのかを、歴史的な部分を踏まえて教えてください。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） 事業創設当時、集落への説明会では、宅地として使用し、または使用できる状態にあると認められる土地が事業の対象となっていますので、その当時に家屋がない状態の土地であれば、農業集落排水事業の対象地ではないと思われまます。このような場合でも、加入率や処理水量の減少の関係で処理能力に余裕があるため、一般家庭などであれば市の排水本管に接続することは可能ですが、宅地の前面の道路まで排水本管が来ていない土地では、実費で公道を掘削し接続する必要があるため、工事費が高額となる場合には、合併浄化槽の設置を選択する場合があります。

なお、このような取扱いは、事業当初から行っていると聞いております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 御説明ありがとうございました。つまり、当時の住宅として利用している家屋では、共同下水処理配管に接続して利用することになっていると、新たに住宅を建てる場合には、都度判断するという事だというふうに思います。今回、この質問をするのは、新規の住宅について、誤解が発生しているというケースを耳にしたところです。布設当時の事情を御存じない方が誤解しており、対策が必要ではないのかなというふうに思いました。また、お問合せさせていただいたところ、書き物、議事録や契約書等が存在しないようなので、なおさら今回、しっかりとルールを整理しておく必要があると思ったところです。整理ができれば、住民への説明、様々な媒体で告知すること、さらに定期的にお知らせするなどを考えなければならないと思います。今後、整理等、告知の方針について教えてください。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） 農業集落排水への接続の相談は、建築業者や下水道の施工業者が、施主からの依頼により接続の可否を確認に行きますので、その際に説明を行っております。また、施主への説明については、依頼された施工業者が行っていると思っております。

告知の方法ですが、農業集落排水への接続のお願いは、年に1回、広報へ載せていますが、

個々の接続は現地の状況により千差万別であるため、申請の一つ一つを精査して、関係者に説明してまいります。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 従来からの住民の方と新たに転入された方との間のトラブルにならないように、しっかりとルールを伝えていただきたいというふうに思っております。住民同士が気持ちよく生活できるように、最善の対策を取ってくださるようお願いいたします。

それで、共同下水処理施設や配管などについて、耐震対策についてですが、上水道と同様に下水道のトイレの汚水も一緒に流しているため、地震などで使えなくなると、上水道と同様に大きな問題となるかと思えます。マンションのトイレ問題と同様に、共同下水処理施設についても同様のリスクがあると思えます。この点、どのようになっているのか教えてください。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） 現在、農業集落排水事業で耐震化工事等は行っておりませんが、平成23年度作成の南国地区農業集落排水最適整備構想の更新作業を行い、施設の健全度を再評価し、老朽化と耐震化への対策を進めていきたいと思えます。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） よろしく申し上げます。南国市の上下水道の耐震化の問題は、早急な取組を行うことが必要であることは、局長においても十分承知して下さっていることだと思います。しかしながら、予算の問題があり、強いジレンマの中で対策を検討しておられることだと推察します。ぜひとも国に対して、インフラのメンテナンスや更新に係るコストへの支援策について、より強力な支援を求めていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

では、続きまして2つ目の質問ですが、NHKの「あんばん」の放送によって、南国市に来る観光客が増えることが予想されています。観光客の皆さんが、南国市でショッピングや観光などにより、南国市を堪能していただきたいと思えます。

そこで、南国市において待機時間を延ばし、さらにリピート客を増やす対策について、どのような対策を取るのか、その計画をお尋ねいたします。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 連続テレビ小説を契機に南国市に来られる観光客に対しましては、海洋堂SpaceFactoryなんこくで開催する企画展やシャッターアートや花によって彩られた後免町商店街、やなせたかしロードの散策、やなせ先生ゆかりの地を巡りながらやなせ先生が

育った後免町を知っていただく観光ガイド、そしてスマートフォン等の位置情報を活用し、やなせ先生ゆかりのスポットでやなせ先生のエピソードを語りかける音声ガイドツアーなどの取組を進めております。

また、臨時観光案内所においては、観光客の市内周遊を促すための観光情報の提供や、企画展入場者への周遊クーポンの配布、音声ガイドツアーにおける全スポットを回った方への市内観光施設での特典の提供も併せて実施いたします。特に音声ガイドツアーについては、スマートフォン等の位置情報を活用し、現実世界に仮想世界の音が混ざり合う新感覚の音響体験であるSoundARの体験や、体の動きに合わせて音が鳴るモーションサウンドといった、町歩きが楽しくなる仕掛けを盛り込んでおります。これらの取組を通じて、観光客に楽しく後免町や市内を周遊していただきながら、滞在時間の延長を図り、リピート客の獲得へとつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。なかなか面白い企画をつくってくださって、SoundAR、モーションサウンド、ちょっと私もよく分かりませんが、期待をしたいと思います。

常に議論される場所なんですけど、こうしたイベントにはしっかり投資をして、観光客に喜んでいただける仕掛けをするものですが、どうしても一過性のものとなりがちだと思います。継続的な観光客への取組がおろそかになる傾向がありますので、その点も御考慮いただきたいと思っています。

南国市では、「あんぱん」に関するキャラクターや石像、シールなどが展開されていますし、地域のゆるキャラのシャモ番長と、それに関連してシャモ鍋があるわけなんですけど、それらを生かすイベントなど、NHK「あんぱん」に向けた取組と支援策をお尋ねいたします。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） シャモ番長は、山田高校による市長へのまちづくりアイデア提言事業において、南国市在住の生徒たちが市長に提言したキャラクターです。現在のシャモ番長のデザインは、高校生のアイデアを基に県内在住のイラストレーターに作成していただき、令和3年1月に誕生しました。着ぐるみは、令和5年10月の岩沼市民訪問団歓迎会で初お披露目し、その後、イベントなどを含め、令和5年度は31回、令和6年度は約60回登場し、南国市をPRしています。中でも須崎市や彦根市で開催された御当地キャラクターイベントでは、多くのキャラクターファンの方と交流し、好評を得、令和5年9月に始めたシャモ番長のインスタグラ

ムは、令和6年3月末の時点でフォロワーが約300名であったものが、令和7年2月28日時点では約1,100名になっています。また、道の駅南国や南国市観光協会、海洋堂高知では、シャモ番長のグッズの開発や販売に御協力いただいております。そのほかの民間事業者からもシャモ番長を使った商品開発の申請も出てきています。これからもシャモ番長を通して、南国市の認知度を含め、ふるさと納税、あと観光、移住の促進などにつなげていきたいと考えており、そのためにもシャモ番長としてのXの運用やイベント等への登場回数を増やしたいと考えておりますが、庁内職員の協力は得てはいるものの、マンパワー不足の状況ですので、運用方法の検討が必要だと考えております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。インスタがあることを私も存じ上げませんでした。早速フォローをいたしました。ただ、フォロワーが1,100名、ちょっと寂しい状況なので、もう少しこれについても、皆さん、フォローしていただけるような対策が必要なのかなと思ったりはしました。ぜひとも市民とともに盛り上がるのが、継続性のみならず、底力になると思いますので、そのような目線で取組を強化してくださるようお願いいたします。

さて、今回はさらなる南国市の発展のために、ここで1つ提案したい企画があります。それは、南国市をフルーツアートでまちおこしをするということについてです。去る2月5日に、先ほども少し御紹介がありました山田高校生による提言発表があり、私も観客として参加させていただき、高校生たちが一生懸命考えて提案してくださっている姿を見て、若者のパワーを感じたところです。私はその発表を聞きながら、1つのアイデアが浮かびました。それが、南国市においてフルーツアートでまちおこしができるというアイデアです。これには伏線がありまして、昨年9月と今年2月に「レターパック裁判」という映画上映会を企画し、自由民権記念館で実施し、総勢約170名ぐらいの方々に御覧いただきました。その映画の監督さんである高梨さんに2回とも来高していただき、映画上映の後に様々なエピソードや解説をしていただきました。その高梨監督は、一般社団法人フルーツアートデザイナー協会の会長をもされておられる異色の監督さんです。そして、2月5日に私の頭の中に、このフルーツアートと南国の英語であるトロピカルがドッキングしました。そして、これでまちおこしができるという直感が湧いたところです。早速、高梨監督にも御相談したところ、十分可能性があるとのことでした。このフルーツアートとは、フルーツの消費拡大を狙う、2つ目として、フルーツ生産者から提供者、消費者をつなぐかけ橋となる、3つ目として、ふだん捨ててしまう葉や皮をも巧みに利用し、フルーツに付加価値を与え、B級品を特級品に引き上げるという3つの役割を担い、

2009年に生み出された一般社団法人フルーツアートデザイナー協会の登録商標だそうです。この3つはまさに南国市におけるフルーツアートでまちおこしにふさわしい理念だと感じています。そこで、早速、西島園芸団地の方とお話をしたところ、大変興味を持っていただきました。さらに、南国市内の飲食店の方にもお話をお聞きしたところ、好感触でした。当然、少しならず問題はありましたが、私のプレゼンテーション力の問題もあったと思いますが、方向はスタートできるという思いでした。商工観光課長にも御相談したり、副市長にも御相談させていただきました。そして、早速、西島園芸団地の方においては、団体をつくるために動いてくださいました。

さて、フルーツアートは、有名食品チェーンにおいては、この技術を導入して、店頭のカットフルーツ商品の売上げが前年比130%、高いときには300%にもなるという実績が出ているとのことです。見せるカッティングとおいしく食べれるカッティング技術が、その実績をたたき出しているとのことでした。なお、これを市町村のまちおこしとして取り入れている自治体は、現在ないそうです。まさにブルーオーシャンです。最初にも申し上げましたが、南国を英語で言うとトロピカルです。それに、同じイメージのフルーツやアートという言葉を掛け合わせると、何だか夏のポジティブなイメージが浮かんできます。どの町にもない宝と思える市の名称の南国を生かせるイメージ戦略上の圧倒的なアドバンテージがあるのではないのでしょうか。さらに、今年はNHKの「あんぱん」が放送されます。町の飲食店でフルーツアートが提供されたら、映える写真をSNSに投稿してくださるのではないのでしょうか。そこで、そのことで「あんぱん」関連の観光をするだけでなく、フルーツアートやその他の高知県の観光や料理に期待した観光客の誘客にもつながるのではないかと思います。また、例えば、西島園芸団地様のほうでフルーツアート親子体験会としてイベントを開催する。作るときも食べるときも、大きな笑顔が見れて幸せな体験となるのではないかと思います。さらにフルーツアートは座ってできる作業なので、ハンディをお持ちの方でもできる仕事ともなり、福祉支援も考えられます。さらに、需要が高まってくると、飲食店にフルーツアート商品をフルーツアート工場で作って配送するといったことも、将来的に可能になるかもしれません。これらの取組によって観光客が増え、リピーターとなっていただくようになれば、一定の成果が出ます。また、派生効果として、南国市の知名度が上がることにより、ふるさと納税の寄附の増額にもつながるのではないかと期待しますし、農家の方にフルーツ栽培という産業が増加するかもしれません。また、ものづくりサポートセンターにおいてもフルーツアートの模型が販売できる可能性だって否定できないと思います。南国市において、トロピカルの町でフルーツアートのまちおこしが始ま

る場合、市としてはどのような支援ができるか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） まちおこし、地域活性化につきましては、市民や地域、事業者等が主体となって活動することが、地域の特性や地域資源を生かした取組や、継続した取組として重要なことではないかと思っております。また、そのような取組を支援することが、行政の重要な役割ではないかと考えております。

フルーツアートを活用して、まちおこしを行う南国市内の中小企業者等への費用面での支援につきましては、南国市の地域資源を活用して特産品や観光資源の開発を行う事業等ございましたら、南国市中小企業振興事業費補助金における地域特産品等開発事業の活用が考えられます。この地域特産品等開発事業の補助内容としましては、補助率4分の3、補助上限30万円でございます。同補助金における中心市街地活性化事業などの補助金と合わせた500万円を予算案として今議会に上程しております。

また、連続テレビ小説や「ごめん」をテーマとした観光客に対して、訴求力の高いお土産品の開発を行う事業になるならば、同補助金におけるお土産品開発事業の活用が考えられます。このお土産品開発事業の補助内容としましては、補助上限50万円の定額補助で5件分250万円を予算案として今議会に上程しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

これらの補助事業は商工観光課が申請窓口となっておりますので、活用を御検討されている南国市内の中小企業者等の方におかれましては、募集時期等や補助対象経費などについて、お問合せや御相談等していただけたらと思います。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 地域特産品開発事業やお土産品開発事業があるということですね。ぜひ南国市の発展のために、活力ある企業育成のために利用をしていただくように御紹介していきたいと思っておりますし、市としてもそのような御紹介をしていただければというふうに思います。強いて言えば、少々規模感が小さいなところが課題なのかなと思ったりもしますので、ぜひチャレンジしてくださる企業が増えるような、その規模感というものを出していただきたいということもお願いしたいと思っております。

「あんぱん」の放送によってまたとないチャンスを迎えていますので、100%生かしていく必要があると思います。現在、ハード面だけでなくソフト面でも精力的な取組が、官民ともに行われていると思います。南国市に訪れた観光客や訪問しようと考えている方々へのウェブでの紹介をしっかりと、企業や団体をサポートしていく必要があると思います。フルーツア-

トも含めて、どういうネット広告戦略を持っているのかを教えてください。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 連続テレビ小説を契機に南国市に来られる観光客に対する南国市の観光情報等の提供につきましては、現在行っている市公式SNSによる情報発信に加え、公式ホームページのリニューアルや、ランディングページと呼ばれる特設ページを3月中旬にアップするよう、制作を進めております。

また、物部川エリアでの観光博覧会においては、ティザーサイトを立ち上げ、観光博ものべすとや、3市におけるイベント情報等を順次発信しておりますが、3月下旬には公式ウェブサイトに移行するよう進めております。また、南国市観光協会においても、ホームページやSNSにおいて、市内の観光施設や飲食店等の情報を発信しております。また、南国市観光協会が運営する臨時観光案内所においては、やなせ先生ゆかりのスポットなど、後免町周辺の情報のほか、市内の観光施設等の情報を、ごめんさんぼマップや大人旅南国市、nankokuグルメガイドなどの紙媒体を活用しながら提供することにしております。また、観光誘客に向けたPRについては、県内や近隣県に対しては物部川エリアでの観光博覧会、県外、海外に対しては高知県によるどっぷり高知旅キャンペーンで行われており、引き続き行っていく計画となっておりますし、物部川DMO協議会等による国内外の旅行会社等との商談会やセールス、県外のイベント出展での観光PRも継続して実施することにしております。

また、観光客を受け入れるための駐車場対策として、海洋堂SpaceFactoryなんこく駐車場のほか、後免町周辺に4か所、大型バス5台、普通車約170台を確保するとともに、土日祝日に限定されますが、市役所駐車場も用意しております。連続テレビ小説の放映はまたとない機会でございますので、多くの観光客に南国市に来ていただき、やなせ先生が育った後免町はもとより、紀貫之や国衙跡、長宗我部元親や岡豊城跡、国分寺や禅師峰寺とお遍路、戦争遺産としての掩体群など、南国市の貴重な歴史や文化、グルメなどにも触れていただき、何度も南国市へ訪れていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。様々なことをやってくださっています。本当に感謝しますが、市民の活力をもっと利用していくということも大事なことです。思うままに、現在、様々なSNSが利用されていますので、それに投稿してくださる市民を支援するような対策、これらが、逆に拡散がより強力に展開されるというふうにも考えますので、それらをどのようなサポートができるかも含めて少し検討を加えていただきたいと思います。

ふうに思っております。とにかくまたとないチャンスをつかめるかどうか、これは着々と準備していくことはとても大切なことだと思いますので、大変御苦勞はあると思いますが、ぜひ市民の皆さんを巻き込みながら、このチャンスを生かしていくということで、ぜひお願いしたいと思います。本当に素晴らしい機会にしていけたらいいなというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、3つ目の質問に移ります。

ふるさと納税の推進についてというところに移りますが、南国市のふるさと納税の寄附金を増やすという取組についてお尋ねしていきたいと思ひます。

南国市においてふるさと納税の寄附額は、過去3年間、だんだんと減収になっていっています。これを見る限り、対策を取ることが必要になってきていることは明白です。12月議会でもこの件について質問させていただきましたが、その後、パンクチュアル様との契約が完了したということをお聞きしました。このパンクチュアル様という会社、どういう会社であるのかお聞きしたいと思ひますが、併せて南国市の寄附額を増やす目標を設定しているかどうか、この点についてお聞かせください。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 今回、株式会社パンクチュアルと契約、令和7年4月からという形になっております。株式会社パンクチュアル様は、本県におきましては須崎市で同様の業務のほうを受けられておきまして、非常に大きな実績のほうを残されておきまして、それに県外、他市町村におきましても同様に、ふるさと寄附、そちらのほうの増額、そういった形の実績を持たれてる事業者でございまして、今回、プロポーザルで、審査の結果、パンクチュアル様を選定させていただいたという形になっておきまして、当然、先ほど山本議員がおっしゃられたように、令和3年度に過去最高の約4億5,000万円の寄附がありまして、それから5年、6年と下がってきて、また本年度におきましても、昨年度をまた下回るような状況、現状3億円に届かないような形での寄附額となっております。これらを令和7年度から新たに株式会社パンクチュアル様との契約によりまして、V字回復というような形で、過去最高の令和3年の約4億5,000万円、こちらを令和7年度の目標額として設定させていただいておりますし、実際はプロポーザルの中では、パンクチュアル様はそれ以上の目標額を設定した上で取り組んでいきたいと、そういうふうな形でのお話をいただいております。そういったことで、令和7年度の当初予算額におきましては、昨年度と同様3億円というような形には、今のところさせていただいておりますが、目標額としてあくまでも4億5,000万円、また状況を見ながら、補正等

で、そういった形で上げれるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。一桁億を二桁億へ、あるいは3桁億へ展開していけるような、南国市にある可能性、これをどう本当に引き出していくのか、これはとても大事なことだと思いますので、パンクチュアル様と共にそのあたりの開発をしていきたいものだというふうに思います。

そこで、今回、JTBさんからパンクチュアルさんに替わったわけなんですけれども、この会社に変更した理由、実績など、ちょっと整理しときたいと思いますので、その点、よろしくをお願いします。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 今回、パンクチュアル様に選定させていただいたわけなんですけれども、今回のパンクチュアル様の選定におきましては、先ほど申しましたように、まずは実績を持たれてるということで、県内では須崎市が筆頭でございますが、須崎市を含めて国内で25自治体からふるさと納税業務を受託しておるということ、また受託した全ての自治体で、先ほど申しましたように寄附額の増加を達成されているということ、またパンクチュアル様は、今回は会社の提案といたしまして、徹底的な地域密着で圧倒的な成果を上げられるということで、今回の申入れにつきましても、南国市の中に営業所を設置される。また、担当する社員が移住して、南国市にいらっしゃるということで、積極的に南国市内を、事業所の発掘、そういった形で取組をしていただけるという期待が大きなものでございましたので、今回は選定させていただきました。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） インターネットを通じてふるさと納税、注文してくるわけなんです、その実、その現場では、やはり現場にちゃんと人がいて、そしてそのサポートをしてくれるっていうことは何よりも心強いし、そういうインターネット関係が不得手な方にとっては、そういうサポートがなければふるさと納税への提供もできないということが、過去の経験からも分かっているわけですから、そういう意味だと、このパンクチュアルの体制、非常にニーズを捉えているなというふうに思いました。今後、仕事を共同で行う部分や分業して行う部分があるかと思えます。そうした明確な取決めをして、しっかりスクラムを組んだ体制、仕事分担ができていないと車輪が回らないし、真っすぐに目標へ向かうことも不可能かなというふうに思います。

そこで、お尋ねしますが、パンクチュアル様と市との仕事の分担はどのようになっているのか。

また、南国市が担う部分において、現在の体制で十分なのか。特にクレームなどがあった場合に、その対応が、なかなか市の職員だと厳しくなったり、あるいは職員の精神的な負担になったりするわけですから、そのような部分が契約の中でどういうふうにくくられているのか、教えてください。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） そもそもこういった委託業務を委託するという事に当たっては、以前は本当に全て南国市で職員がやっておったと。そういった中で、今、経営委託契約させていただいているJT Bさん、そういったところから提案がございまして、一定の業務をそちらのほうで負担していただける、そういったことから、こういった委託業務を始めたわけでございます。今回、4月からのパンクチュアル様との業務につきましては、パンクチュアル様が実際行っていただける業務といたしましては、寄附の受付ポータルサイトの運営、寄附情報の管理、返礼品の受発注、返礼品の開発、寄附者向けのコールセンター運営等でございます。対しまして、市が行う業務につきましては、宣伝、広告、ワンストップ特例の対応、総務省への返礼品の登録手続、市への問合せ対応等ということになっております。基本的に、市のほうの業務については、先ほど申しましたように、昔からいくとかなりもう軽減されてきておりますので、これまでずっと市役所財政課のほうで対応させていただきまして、人員的には、対応する事務員というのは1人しかいないんですけれども、全係、財政係のほうで対応させていただいておりましたが、こういった形での委託によりまして大幅に軽減されてきたというふうには考えておりますので、引き続き、逆に言うと株式会社パンクチュアル様にこれまで以上に負担をしていただけたら非常にありがたいなというふうにも考えております。

これまでの水準の寄附額であれば、現在の人員でも、当然、対応可能というふうには考えておりますが、寄附額が、先ほど申しましたように大幅な伸び、一応、今のところは過去最高額、4億5,000万円を目標にということでございます。4億5,000万円も、一応、これまでは本市の職員で対応しておりましたので、それ以上に増えてくるとなかなか難しいところも出てくるのかな、件数の増によりまして、そういったことがあるかもしれませんが、特に今回、コールセンター等、そういったところにつきましては、他市町村でもそういった実績がございまして、そこら辺を分かりやすく説明し、迅速な回答ができるような体制をパンクチュアル様と連携して行っていきたいというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。大体クレームのパターンというのは決まってくるというふうに思います。その対策が、ノウハウを持っていなければ、拡大し得なかったような問題がすごく拡大してしまうみたいなこともありますので、非常にそのノウハウっていうのを大切に生かしていただきたいなというふうに思っております。

4億5,000万円という目標なんですけれども、令和7年度以降、さらにもっと増やしていくということによって、今日も何人かの議員さんから、財政が厳しくてというところがあったんですけれども、それらを解消できる可能性も出てくるんじゃないかなというふうに期待をしたいところです。

次に、パンクチュアルとの契約金額は、JTBさんよりか低いと伺っています。削減できたことで税収は増えると思われませんが、ただそう単純な話ではないと私は考えています。寄附額のアップのためには、プロモーションやマーケティングなどのセールス技術を動員して対応していかなければならないと考えます。先ほど御紹介いただいたパンクチュアル様の実績などを見ても、当然、それらの対応を行っていることは明白です。寄附金のこの制度においても、寄附をしてくださる方々の期待や満足にターゲットを置いてプロモーションや広告をしなければ、成果が上がるとは思えません。他自治体の広告やウェブ広告に対してもしっかりと分析して、南国市としてどのようなコマース戦略を取るのかということについて、計画が必要でしょうし、お金をかけて投資していくことが必要になると思います。そういうコマースに対して、投資せずにリターンを期待するのは虫がよ過ぎると思います。今回削減できたコストを、数年間、ある一定程度、広告宣伝費に投資して、成果を出すことが必要だと思います。もちろんパンクチュアル様の意見や経験も十分考慮するべきかと思えます。ふるさと納税のマーケットは、既にレッドオーシャン化している部分もあるでしょうから、しっかりとその広告計画をつくり、広告費用を投下するなど、必要な対策を取ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 今回、パンクチュアルとの新たな契約におきましては、今の既存の契約と一部、下がるというところなんですけれども、これは一部ポータルサイトにおきましてポイント制等を利用しているところにつきましては8.8%の負担という形になっておったんですが、そちらが一律6.6%に、今回、パンクチュアル様との契約というような形になっておりますので、その分が委託料の低下という形にはなります。先ほど、山本議員がおっしゃら

れたように、広告宣伝、これらは非常に大事なといいますか、要は見せ方、特産品、そういったものの見せ方というのが非常に大きなもので、実際、パンクチュアル様が受けられている団体におきましては、そういった見せ方が上手にされているなというふうに感じております。それらを踏まえまして、またパンクチュアル様もそういった形での提案等もいただいておりますので、そういった広告をより進めていくという必要性は感じております。寄附額を増加させるための広告宣伝ということで、株式会社パンクチュアルと相談しながら、制度の範囲内ではございますけれども、効果の高いものを実施していきたいというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。このビジネス、マーケットの世界だと、どうしてもいかに、例えば食品だとおいしく見せれるのか、そういうもので、表面的なことになるかもしれませんが、結構決まってくるというふうに思いますので、その見せ方が上手下手で売れる売れないというのは決まってくるのかなというふうに思いますので、ぜひともよろしく願います。

さて、返礼品の提供者をもっと増やさなければなりません。今年はNHK「あんぱん」の放映の後押しもしてくれと思いますので、多チャンネルにおけるシナジー効果を求めていくことが大事だと考えます。また、提供してくださる企業様に対して、商品といってもいろいろな切り口で返礼品をつくることはできるわけですから、企業にそのことをも提案していくべきです。返礼品提供者を増やすことをどのようにするのか、その点についてお聞かせください。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 返礼品の増加につきましては、株式会社パンクチュアルに返礼品の選定、開発、改善等を行っていただき、返礼品の拡充を図っていきます。先ほど申しましたように、パンクチュアル様が徹底的な地域密着というような形で市内を回っていただけるということになっておりますので、大きく期待するものでございます。具体的には、既存の返礼品を基に、年に複数回お届けする定期便としての出品や規格外品等をわけあり品として出品するなどの提案も既に受けております。

返礼品業者につきましては、市と株式会社パンクチュアルで情報共有しながら開拓を行い、当然、パンクチュアル様だけでなく市のほうの職員も一緒に同行して、そういった形で事業者の皆様をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。ちょっとわくわくしております、しっかりと

市内の業者様が提供してくださり、なおかつそちらの業者様にもメリットがあるといいますが、売上げが上がるということになってくれば、非常にいい循環が生まれるんじゃないかと思いますので、パンクチュアル様と共に、ぜひ頑張ってくださいたいというふうに思います。

次に、企業版のふるさと納税についてお尋ねします。

企業版のふるさと納税は、企業側のメリットが物すごく大きくて、実質負担が10%というとてもお得な制度です。しかし、納税してもらうためには、市としてふるさと納税をしていただくための事業を企画し、認定を受ける必要があるようです。内閣府の地方創生のホームページの高知県を確認すると、高知県を含めて9自治体だけが事業登録、認証をですね、受けているようです。残念ながら、南国市は企画自体を行っていません。もし認定されているのであれば、国の担当部署に掲載を早速依頼していただきたいと思います。事業事例で言えば、高知市がありましたので、それを見た場合、3事業を認定してもらっています。1つ目が鏡川流域関係人口創出事業、2つ目が長浜・御豊瀬・浦戸地区振興計画推進事業、3つ目が高知市民図書館図書館資料購入事業になっていました。もし事業認定を進めていないようでしたら、早速取り組んでいただきたいと考えます。今日もさきの議員が話があったように、商工会の壁面の壁を修繕するための事業だとか、それは防災のためだとか、あるいは井戸掘りの、それも一つの事業として申請できるようだったら申請してみるとか、そういうものも言えるかもしれません。

昨年の12月議会で、有沢議員から市長への要望があったトップセールスについてですが、紹介を受けたら、市長は積極的にトップセールスに行くと言ってくさいましたが、認定事業がなければ意味がないといいますが、ただの挨拶になるのではないかとちょっと心配しました。認定事業を行った上での話となりますが、さらに一步進んで、市長には紹介された企業に行くだけでなく、企業の開拓にも汗を流していただきたいと思います。この企業版ふるさと納税は、企業も自治体も双方に大きなメリットがあるわけですから、平山市長のトップセールスでリーダーシップを発揮して、強力に進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 企業版ふるさと納税についてということでございますが、こちら、総務省のほうの登録は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基にした全体的な南国市のプロジェクトとして、もう既に登録はされております。ただ、今年度までです。来年度から新たな年度に入りますので、またそれはそれで登録をし直すということになりますので、それは内容を考えてまた総務省のほうへ申請するということになります。今年までの登録された事業に対する寄附でございますが、その申請の上限額を1,000万円に設定して申請していたところです。有沢

議員から質問された後に、ある一社のほうへ私も行かせていただいて、1,000万円の上限まで達することができました。今年まではそれでもう打ち止めになったところでごさいます、また来年度から新たにスタートをしようというように思っておりますので、また自分のほうも努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 市長、どうもありがとうございました。非常に両方にメリットが大きいもんですから、どんどんこのあたりを進めていただきたいということでお願いをしておきます。

最後、4つ目の質問のほうに移ります。

先日、市民の方より、粗大ごみをメルカリで販売している事例を見たが、南国市はどうかという質問をいただきました。そこで、まずは八京にある南国市一般廃棄物最終処分場の粗大ごみの量はどの程度なのかについてお聞きいたします。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 市民の方が排出された令和3年度の粗大ごみの量は122トン、令和4年度が104トン、令和5年度が117トンです。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） その最終処分場での粗大ごみの処理を行うのに、水i n g様に委託していると聞いていますが、どのような作業を委託しているのか教えてください。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 市民の方が排出された粗大ごみの受入れに係る受付、計量、手数料の徴収及び粗大ごみの分解、分別、保管、搬出車両への積込みを委託しています。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 粗大ごみの処理にかかる費用はどのくらいなのか、過去3年間の情報と粗大ごみの処分はどのようにしているのか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 処理にかかる費用につきましては、委託料と処分料を合わせまして、令和5年度の支出額が673万1,000円となっておりますが、粗大ごみ処分手数料としまして201万3,000円の収入があります。なお、香南清掃組合と一般廃棄物最終処分場での処理料は、ほかの業務と合わせて支出していますので、実績額には含めておりません。

また、粗大ごみの処分につきましては、可燃物は香南清掃組合、プラスチックは一般廃棄物最終処分場で処理を行っていますが、木製家具、布団、畳、マットレスはリサイクルでの処分

を行っています。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。ほかの自治体の事例では、メルカリで粗大ごみを販売しているようです。市としてはこれをどう捉えるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 他県の自治体の中には、メルカリで粗大ごみ販売を行ったところ、処理費用に年間約8,000万円要していた粗大ごみが減り、半年で50万円近い歳入につながったという事例を見ました。その予算額の減少やリユースについての効果は大きいと思いますが、一方で料金の支払いの遅延や商品内容の相違など、トラブルが生じているのも多く見受けられますので、メルカリでの販売にはメリットとデメリットがそれぞれあるように思います。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 南国市でもメルカリなどの取組に参加してはどうかと考えています。先ほどポジティブな情報、ネガティブな情報といいますか、メリット、デメリットはあるということだったんですが、実際、取組としていかがなものでしょうか。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 当市では、大切に扱っていたものをごみとして排出すると決断された市民の方の思いを最大限尊重して、適切に最終処分するようにしています。市民の方から排出された粗大ごみは、再資源化をしている事業者へ引渡しをすることでリサイクルを行っていますので、御提案いただいたリユースによる資源の循環システムを行うことは、現在のところ考えておりません。

しかし、県内の他市町村の中には、事業者と連携協定を締結し、市民の方が粗大ごみを直接事業者へ査定申込みをする、おいくらという方式を導入している事例もありますので、それを参考にし、これから検討していきたいと思います。

○議長（岩松永治） 山本康博議員。

○6番（山本康博） このおいくらという方式、ごめんなさい、私、勘違いしてるかもしれませんが、おいくらというサイトがありまして、マーケットエンタープライズ社という会社がおいくらというサービスを提供していました。売上高がなんと114億円もありまして、そこそこ取引きがあつてるのかなというふうに思いました。メルカリのほうは売上高は941億円ですから、かなりの格差があるわけなんですけど、いずれにしても市の財政をいかに健全に保っていくのか。例えば、粗大ごみが機械で粉碎とかされるようなことがあった場合、その機械の消耗度

合いなんかも、それが軽減できるんだということをその市長さんがおっしゃっておられたり、あるいは市民から提供していただいているものをそのまま処分に回すはずなのに、他に回すことに対する不安を解消するために、そこで市民の方にちゃんとそのことを説明して、契約を取り付けているといたしますか、そういうことをやっているというような事例なんかも見ました。解決策は幾らでもあるかなというふうに思いますので、ぜひともアンテナを張っていただいて、よりよいものを探し出し、あるいはアイデアとして生み出していただいて、今後、検討から外すことなく、コスト削減につなげてもらいたいということをお願いしておきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（岩松永治） 21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） 御苦労さまでございます。一般質問初日、最後の登壇となりました社民党で民主クラブの今西忠良でございます。いましばらくお付き合いを願いたいと思います。

第439回の市議会定例会に通告をしました私の一般質問は2項目であります。以下、順次一問一答形式で行いますので、答弁のほうよろしくお願いをしたいと思います。

まず、1個目は、日本の進路についてであります。まずは平和国家についてであります。

歴史は繰り返す、今、日本は新しい戦前に向かおうとしているのではないのでしょうか。今年には戦後80年、敗戦80年であります。より正確には、2つの敗戦、1つには日米戦争での我が国の敗戦であり、もう一つはアジア侵略戦争での日本の敗戦であります。80年も前の出来事であり、今を生きる日本人の大半が生まれる前の敗戦であります。しかし、昔のことではありません。この2つの敗戦は今も我が国の抱える根源的課題のまさに源でもあります。日米戦争敗戦で米軍占領下から始まった戦後、日本は、対米従属で国家主権も著しく制約をされ、人権すら守られぬ国のままであります。敗戦から80年、いまだに戦勝国の米国が我が国に軍事基地を置く異常な状態でもありますし、改めて直視をする必要もあるのではないのでしょうか。外国軍隊が80年間も居座るなど、およそ独立国にはあり得ないことではないのでしょうか。我が国の政府、あるいは対米に追従をする人たちは、その自覚が見えないのではないかとも思えます。米軍は、我が国の主権と国民の人権を一切省みない傍若無人だとも言えます。日本は専守防衛を投げ捨てて、アメリカとともに戦争する国へと歴史的な変貌を遂げているのではないのでしょうか。軍需産業を育成をし、武器輸出を進め、学術研究や民間空港、港湾などの軍事利用も強行されようとしておりますし、教育や情報など、あらゆる分野でも軍事化は進んでいるのではないのでしょうか。今止めないと、今声を上げないと、日本の平和が保てない状況にあるのではな

いでしょうか。私たちは80年前の敗戦の教訓から、平和憲法第9条を手にししました。戦場に送られた若い兵士達は、原爆や空襲、沖縄戦の犠牲となり、亡くなった方は350万人以上にも及びますし、そして何よりも日本のアジア諸国への侵略や植民地支配で亡くなった方は2,000万人を超えるわけであります。もう二度と戦争はしない、非武装の平和な日本をつくる、その決意で憲法第9条は生まれました。私たちは平和憲法をないがしろにする動きを断じて許すわけにはいきません。また、それは全ての戦争犠牲者の遺言でもあるのではないのでしょうか。日本を軍事国家にさせてはなりませんし、沖縄や南西諸島、そして日本を絶対に再び戦場にさせることは許されません。前の岸田首相から続く石破茂政権も、米国の求めに応じて戦争する国づくりへ着手をしようとしているのではないのでしょうか。そうした動きを阻止をするとともに、政治や社会を変えていくことが、今、とても重要な時期に来ているのではないのでしょうか。平山市長の戦争をしない国日本について、また平和憲法に沿って平和を守るという熱い思いや、平和行政に徹していく政治姿勢をお聞かせください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 昨年の6月議会においても答弁したところでございますが、日本国憲法は、戦争という苦い経験を踏まえて、二度と再び戦争を繰り返さないという恒久の平和を念願して公布された平和憲法であります。第9条には、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認が規定されておりまして、これからも平和憲法である日本国憲法を守っていかなければならないと思っております。戦争のない世界を目指すということは当然のことでありまして、戦争により人々の貴い命と平和な暮らしが理不尽に奪われることがないように、対話と交渉による平和的解決を目指していくべきであると考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長のほうからは、二度と再び戦争を繰り返さない、あるいは平和憲法が生まれた経緯や戦争放棄の第9条等についてお答えがあったと思いますけれども、しかし、今の世界的な情勢から見れば、今にも第三次の世界大戦への危機も叫ばれている状況にあることも事実かと思えますし、トランプ米大統領は2月28日にウクライナのゼレンスキー大統領とホワイトハウスで会談をしましたが、決裂の雰囲気であり、3年続くロシアのウクライナ侵攻の戦況や終結に向けた交渉の先行きが不透明感を増して、大変危惧をされる状況になったとも言えるのではないのでしょうか。一方、日本の石破首相を見ても、8.7兆円というような突出した軍事費を計上する、大軍拡の予算案でもあります。また、2022年の安保三文書は、5年で43兆円の大軍拡であります。国民生活の苦境をもたらした今の政治、これでは国を守って民滅

ぶということになるのではないのでしょうか。平山市長には、今日の国情も含めて、もう少し深掘りをした思いを述べていただきたいと思います。再度、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 市民の命と暮らしを守ることは、行政として当然の使命であります。近年では、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けまして、生活者の暮らし、また事業者の経営が一層厳しさを増しており、国の重点支援交付金などを活用して、引き続き支援を行うことと、市としてはしておるところでございます。今の物価高騰等が起きました住民の暮らしにつきましては、国としても精いっぱい、住民の負担軽減を図り、暮らしを守っていくということについて努力をしていただきたいと思いますところでございます。市としましても、できることは精いっぱいやっていきたいとは思いますが、地方交付税の交付団体としましては、やはり財政という点では限りがあるところございまして、大規模な現金給付などはなかなかできないところであります。しかしながら、先ほども申しましたとおり、市民の負担をできるだけ下げるという気持ちは常に持っていきたく思いますし、南海トラフ地震や豪雨対策など、災害から住民を守るという使命感を持ち続けて、住民の生活、暮らしを守っていきたくというように思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 改めて答弁を申し受けたところですが、外国の軍隊が80年間も居座る独立国は、世界にもあまり類を見ないと思いますし、特に日米戦争で本土防衛の犠牲となった沖縄、サンフランシスコ講和条約で日本が形式的な独立を実現した後も、1972年まで米軍統治下に捨ておかれ、その後も米軍基地集中政策で負担が強要されてきました。沖縄をはじめ南西諸島への軍事的な基地の強化など、台湾有事を想定したような形の日本有事を想定をしながら、戦争するような挑発言動が今もあることも、大変危惧されますし、とりわけトランプ政権になって、さらに策動が強まるのも心配なところであります。しかし、反面、世界では、中国をはじめグローバルサウスと呼ばれる国々が復興を遂げて、世界を平和と発展に導く努力も進めていることも事実でありますし、今や失われた30年で経済低迷をする日本でありますけれども、ましてや近隣諸国との緊張関係を抱えたままでは、繁栄できるはずがありません。今、衰退をしつつある米国でも、トランプ政権の再登場に象徴されるように、アメリカファースト、本国第一で他国を犠牲にして生き延びようとする画策も強まっているのも事実ではないでしょうか。新しい年、世界は文字どおり歴史的な大変動期でもありますし、大国が自由に振る舞う時代は、もう過去にシなくてはならないと思っておりますし、先ほども述べましたように、グロー

バルサウスの諸国が国際政治の前面に出てくることによって、先進国にも、日本にも未来の芽があちこちに見えてきていることであろうかと思えます。こうした時代に、覇権にしがみつくと、米国と手を切りながら、アジアの国々と結ぶことで、若者の繁栄や平和を勝ち取ることも確信をできるのではないのでしょうか。戦後、敗戦の80年になるわけですがけれども、米国追従だけが日本の進路ではないと思えますので、石破政権にはしっかりとした道を選択をしてほしいと、このようにも考えております。

2点目の命と暮らしを守る件についても、我が国は対米従属政治の中で経済的にも行き詰まっているという現状でありますし、アベノミクスで貧富の格差はますます拡大をし、国内対立、矛盾は激化をしております。物価高もあり、低賃金や農業危機などで、労働者や農業者をはじめ国民生活は疲弊をしております。今、米騒動の中で、食料危機や異常気象なども深刻であります。しかも世界は戦争の時代にあるような気もしますし、衰退をする覇権国アメリカは、躍進をする中国を押しえ込もうと台湾有事等を駆り立てておりますけれども、国民の生活苦を無視し、貧困層に大きな負担をする消費税などの貴重な税金を湯水のように敵基地攻撃、あるいは南西諸島への軍拡に使っているのが現実ではないのでしょうか。福祉や医療、社会保障の改悪と後退の現状、今、石破首相は、今国会に見直し、改悪案でもあります高額療養費制度を提案をしようとしておりますけれども、まさしくこれはがんや難病患者のセーフティーネットでありますので、凍結しかないのではないのでしょうか。軍事費の増大は、暮らしや命のための予算削減にもなります。年金や医療、介護、子育て、教育のための予算が何といても最優先でありますし、私たちは非正規や貧困社会からの脱却を目指して進めていかななくてはならないと思えますし、人命を軽視をする政治では、市民、国民の命は守られません。先ほど少し市長も触れたかと思えますけれども、市民の暮らしや命を守ることに、いま一度、お答えください。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 軍拡についての8.7兆円というお話もありましたが、今のグローバルな世界の中でパワーバランスをどのように取っていくかということにつきまして、国としての対応を取っておられるということだと思んですが、そこにつきましては、日本を守るという、国として果たすべき役割の上で考えていかれておることであろうというように思うところでございます。私ども自治体としましては、やっぱり住民の命と暮らしを守るということで、今の生活をしっかりと支えていく方向で政策を取っていく必要があるわけでございます。先ほど申しましたとおり、地方交付税制度という中で、交付団体の中で自治運営をしておりますの

で、なかなか勝手が利かないというところも実際にあります。そういったところは国からの財源ということもいただきながらやっておるのが実態でございます。

国のほうでは、今、高額医療というお話もありましたが、持続するための考えとして、そういったことも出てきておるといえるようには思うんですが、一方で負担軽減の話も出ておられて、高校までの無償化と、また給食費の無償化というような話も方向性としては出ておるところでございます。そういったところはしっかり国のほうで、日本国のこういった支援ということで対応もしていただきたいというように思います。私も自治体としましては、そういったことを受けて、しっかりとその事務をしていく、またできる限りの住民の暮らしを守っていくための施策ということ、限られた中で考えて進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長、ありがとうございました。

次に、平和教育の質問に移ります。

1947年、昭和22年ですけれども、この前の年に制定をされました新憲法を受けて、教育基本法がつけられましたし、戦争の反省の下に、個人を尊ぶことや教育に対する政治の不当な介入禁止などが定められて、新しい教育がスタートをしました。国民学校は小学校と改められて、民主教育の向上と発展のためにと、高知県の教育委員会も設けられました。教え子を再び戦場に送らないの誓いの下に、教職員の組合も活動を始めたのがこの当時からであります。そんな時期と時代から、今年には戦後80年を迎えるわけですけれども、時の流れとともに様々な変遷を経て今日がありますけれども、原理や原則は決して変わるとは思いません。学校教育と現場実践における平和教育、平和学習の現状についてお聞かせください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 南国市の学校現場における平和教育は、戦争の悲惨さや平和の大切さを子供たちに伝えるため、各教科において体系的に取り入れられております。具体的には、道徳教育、社会科の歴史の授業の中で、戦争の影響やその悲惨な結果について学ぶ内容が組み込まれており、学年によっては、国語科において戦争に関する教材が採用されるなど、平和の価値について考える機会をつくっております。

また、小学校では、広島への修学旅行に先立つ事前学習として平和学習を実施する学校が多く、さらに学校によっては、全校集会において、修学旅行での平和学習の成果を報告する取組や、全校で折り鶴を折り、千羽鶴を修学旅行で持っていく取組などを行っております。また、高知大空襲の戦争体験をされた地域の方のお話を聞くことで、平和教育をより身近なものとし

て実感させる工夫もなされております。以上のような取組を通じまして、今後も子供たちが戦争の悲惨さを正しく学び、平和への意識を高められるように取組を進めてまいります。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次の2点目に移ります。

消えた三島村と命山、1941年、昭和16年1月から1944年にかけて、三島村は軍用飛行場として国に強制的に買い取られることになりました。「戦争に勝つためには」の合い言葉の前に、誰も反対をすることはできませんでした。先祖代々の住み慣れたふるさとを、住民は涙を拭いながら離れていったわけであります。移転先を探し、家を建てたり、田畑を買うことにも、多くの村民が大変苦勞してきたという歴史があります。南国市には、香長平野を中心に、陣山の送信所、吾岡山の横穴壕、包末の北部にあります練習機白菊の空中衝突事故の碑や、それから市内各地にもトーチカなどの戦争遺跡が点在をしております。2月28日の高知新聞には、南国市最大の掩体の工法など、様々なことが確認されたと大きく取り上げられてきました。掩体は語る、何を訴えているのだろうか、どんな歴史があるのだろうか、興味も湧いてくる部分もあるかと思えます。南国市に存在する戦争遺跡から学ぶことはたくさんあると思えます。これらによる平和学習についてお答えください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 小学校の社会科の副読本、「南国市の歴史」において、掩体壕に関する教材を取り入れ、各小学校で戦争遺構に基づく平和学習を実施しております。また、大湊小学校と香南中学校においては、校区内に前浜掩体群が所在することを生かし、総合的な学習の時間を利用して、実際に掩体壕を見学することで平和の大切さを体感させる取組も行っております。今後も、戦争遺構を単なる歴史的遺産としてではなく、子供たちが戦争の現実や平和の意義について深く学び、未来へとつなげる教育の一環として位置づけております。今後も地域の歴史と文化を生かした平和教育の充実に努めてまいります。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、3点目は、小中学校の修学旅行等における平和教育とか学習の現況について、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 各小学校では、修学旅行に広島を訪問してお

ります。平和記念資料館の見学や語り部からの直接な話を聞くことで、戦争の悲惨さと平和の大切さを学ぶ取組を行っております。さらに、原爆の子の像の前で平和の誓いを発表するなど、子供たちが身近に平和の価値を体感できるように努めております。

中学校におきましては、防災の取組を中心とした計画が進められております。このことにより、命の学習として、平和教育とも相通ずるものがあると考えております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。教育次長のほうから答弁をいただきましたけれども、修学旅行が平和教育、平和学習の必ず全てを取り入れなければならないというわけではないと思います。2020年のコロナの感染から、修学旅行の行き先や時期、あるいは目的とか日程、費用等の面も当然出てきたんだと思いますけれども、かなり変わってきました。北陵中も、その前ぐらいは沖縄が定番という、修学旅行で沖縄に学ぶことも多かったようですけども、今は時の流れや時代にふさわしい取組もされてくるし、されなければならないんだろうとも思いますし、答弁にあったように、防災や命の学習、そうした面の修学旅行ということも大変重要かと思っておりますので、またよろしくお願いをしたいと思っております。

続いて、2項目めの教育行政に移ります。

南国市の教育振興基本計画についてであります。

学校は、日々、実に様々な教育活動に取り組んでいます。各教科等の授業改善、体力向上や道徳教育であり、あるいは特別支援教育や防災教育、情報モラルや伝統文化や主権者教育など、様々であろうかと思っております。また、生活指導や進路指導、学校行事や、部活は今、新しい方向も目指してはいますが、校内研修、保護者や地域の方との会議等、枚挙にいとまがない現実ではなかろうかと思っております。こうした教育活動には、いつの時代も必要とされて取り組まれてきた不易と、社会の要請、新たに取り組まれる流行とがあります。とりわけ流行の取組は、そのことが必要とされる背景や根拠、目指すべき目標が教職員間で十分に理解をされ、行われているからこそ、成果も発揮をされているのではないのでしょうか。今日、学校や教職員を取り巻く社会環境や状況は大きく変化もしてまいりましたし、それに伴って学校教育が直面する課題も複雑、多様化をしてきております。南国市では、まちづくり指針である第4次の南国市総合計画を踏まえて、学校教育と社会教育の分野において様々な施策を展開をしております。まず、本市の本振興計画の策定の趣旨や方向性についてお聞きをします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 南国市のまちづくりの指針でございます第4

次南国市総合計画を踏まえまして、毎年、南国市教育委員会におきまして、教育行政方針を策定し、「かがやく明日への人づくり」を基本理念として、学校教育と社会教育の分野において様々な施策を展開してまいりました。南国市教育振興基本計画は、第4次南国市総合計画や南国市における教育課題、取組実績などを踏まえ、今後、目指すべき教育の基本的方向性や重点的に取り組むべき教育施策を明らかにするため、教育基本法に基づく教育振興基本計画として策定されております。また、本市の教育振興基本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とすることとしております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、基本目標と施策の体系はどのように位置づけをされておりますか、お答えください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） この計画では、時代の変化に柔軟に対応した健康で文化的な活力ある社会の形成者として、六育を核とし、生きる力を育み、創意と自主性に富んだ人間性豊かな市民の育成を期すること、そのために、保育、幼稚、学校、家庭、地域の連携を密にし、生涯学習の視点に立って、保育、教育、文化の環境整備・充実に努め、南国市らしい特色ある教育を推進することを基本方針としております。そして、11の基本目標を掲げ、21世紀を担う子供たちの生きる力を育む保育、教育の推進及び全ての世代の人々が心豊かに学び続ける社会を目指した生涯学習の推進を施策体系といたしております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、本計画は、南国市教育委員会の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、南国市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的な施策を明らかにするものであらうと思われませんが、計画の位置づけや期間等についてお聞かせください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） この計画は、南国市教育委員会の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、南国市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的な施策を明らかにするもので、教育基本法第17条の規定に基づく市町村教育振興基本計画として、国や県の教育振興基本計画を参酌して策定してありまして、計画の対象は、就学前の教育、学校教育、生涯学習に関わる教育施策全般となっております。

また、この計画は、第4次南国市総合計画を上位計画といたしまして、教育に関わるほかの関連施策とも整合性を図りつつ策定しております。

本計画の期間は、令和2年度を初年度とする10年間となっております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、本計画は、第4次南国市総合計画を上位計画として、教育に関わる他の関連計画とも整合を図りつつ策定に臨んでおりますが、令和2年度を初年度として10年間の計画であります。令和7年度に中間見直しを行うということですが、その現状や見直しについてお聞かせください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 令和2年度から令和4年度の3年間の取組を、令和5年度以降も六育を核として継続して取組を進めてきたところでございます。令和7年度末には中間見直しを実施することとしておりますので、これまでの取組の検証を行い、令和8年度以降の取組へとつなげていきたいと考えております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。ちょっと私の質問が拙速でもあったかと思いますが、令和7年度からこの中間の見直しを行うということだそうなので、分かりました。ありがとうございました。

次に、5点目なんですけれども、現在の社会は知識基盤社会でもあります。新しい知識や情報、技術が、社会のあらゆる領域で全ての時代となってきたようなところであります。また、我が国の人口は、平成20年、2008年をピークに減少傾向にありますし、2030年にかけて、20代、30代の若い世代が2割ほど減少する、そして65歳以上が我が国の総人口の3割をも超えるなど、生産年齢人口の減少が加速することが想定をされております。そして、さらなる急速な技術革新、子供の貧困など、社会経済的な課題、地域間格差など、地域の課題、社会の現状等を見渡すと、大変厳しい状況が見えてまいります。2030年以降の変化に対応して取り組むべき課題等について、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（岩松永治） 教育長。

○教育長（竹内信人） 2030年以降の変化に対応して取り組むべき課題ということですが、ますます高齢化が進み、少子化の進行による人口減少が深刻化する、いわゆる2030年問題であります。このような時代を目の前に控え、子供たちは予測不能な社会を生き抜いていかねばならない状況にあります。そのような予測できない未来に対応するためには、社会の変化に対し

て受け身で対処するのではなく、課題に対して主体的に向き合い、その過程を通して一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生をつくり続けていくということが重要であるというふうに考えております。そのためには、学校においては、子供たち一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質、能力を育成していくことが大切であるというふうに考えております。そういう意味におきましても、本市においては、六育を核としてバランスよく育てていくことにより、子供たちの未来に、最近よく使われる言葉なんですが、ウェルビーイングの実現を図っていかねばならないというふうに考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 教育長、ありがとうございました。

次、教育行政の2項目めは、南国市の教育委員会の事務事業と自己点検・評価シートについてであります。

教育委員会制度は、首長から独立をした合議制の教育委員会が決定をする教育行政に関する基本的方針の下に、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行するものであります。このために、事前に教育委員会が立てた基本方針に沿って具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックをする必要性が高いと考えられます。このようなことから、平成19年6月に公布をされました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正において、教育委員会の行政の執行状況について、点検・評価を実施することが義務づけられました。学校評価の法的整備はどのように進んできたのか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 学校評価は、子供たちがよりよい教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組となっております。こちらのほうは、法律の改正によりまして、自己評価の実施、公表、保護者などの学校関係者による評価の実施、公表、それらの評価結果の設置者への報告についてが新たに規定をされております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございました。

次に、地教行法の一部改正において、自己点検・評価シートが義務づけられ、平成20年度から、結果については報告をするとともに市民に対しても公表をすることとされてきました。制度化されて17年になるわけですけれども、その検証と成果、今後の課題等についてお聞かせく

ださい。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。これは、効果的な教育行政の推進に資するため、平成20年度から実施しておりまして、南国市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果を公表することにより、教育委員会が行う事業の住民等への説明が果たしているものと考えております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。

次に、地域連携とコミュニティ・スクール構築事業についての質問に移ります。

2000年に地域に開かれた学校づくりを一層推進する観点から、学校教育法施行規則の改正によって、学校評議員制度が創設をされてきました。その4年後の2004年に、地方教育行政の組織や運営に関する法律の改正によって、保護者や住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを可能とする仕組みができてきたわけです。学校運営協議会制度が導入されてきましたし、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会が設置された学校のことです。開かれた学校づくりからスタートした地域連携とコミュニティ・スクールの仕組みや今日までの経過について、まずお尋ねをいたします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、全ての学校に学校運営協議会を設置することが教育委員会の努力義務となりました。高知県教育委員会においても、第3期高知県教育振興基本計画の中で、令和5年度までに全ての市町村において、管内の小中学校にコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度を導入することを目標と掲げており、南国市においても、これまでの開かれた学校づくり推進委員会の仕組みや組織を効果的、効率的に生かしながら、コミュニティ・スクールへの移行を進め、17校全ての小中学校に学校運営協議会を設置することができております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。御答弁をいただきましたけれども、市内小中学校全校に学校運営協議会が設置をされているということですので、現在の学校が抱える課題

は多様化をし、その一つ一つは困難化をしております。その解決を図るには、やはり学校内部の組織力だけではなく、地域住民の保護者の参画を得る必要があります。学校が地域との連携、協働体制を図るために、コミュニティ・スクールの仕組みは大きなメリットがあります。地域への愛着の自覚や、あるいは防犯、防災の観点からも、学校と地域の関係というのは大切になってこようかと思えますし、また校長や教職員は異動されるわけですが、学校を支える地域は変わることがありませんので、地域が学校運営に参加することで、組織的、継続的な一貫性のある教育が実現をできるのではないのでしょうか。地域から見ても、これまでの学校の学びを地域に還元することや住民の生きがいにもつながっていくことがより深まって、地域との絆もできるようになろうかと思えます。このようにコミュニティ・スクールは、地域住民が学校教育を通して地域社会そのものをつくっていくという考え方にもつながっていくと思えますので、そのことが地域のコミュニティーであったり創生のまちづくりになってくるのではないかと考えております。

次に、2点目の学校運営協議会の設置により、コミュニティ・スクールの拡大や発展はどのようにつながってきたかとお考えでしょうか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 学校運営協議会は、校長が作成します学校運営の基本方針の承認や学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べる役割がございまして、次年度に向けての目的、目標の再設定や修正、具体的な手段、方法の工夫や変更、何をスクラップし統合するか、新たな課題への対応をどうするか、業務改善をどのように行うかなど、アンケート等も取りながら、運営に必要な支援に関する協議を行いまして、学校運営に反映ができておると考えております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 問3は、自ら学び心豊かに生きる、活動する児童の育成ですけれども、自分の考え方や思いを伝えることのできる子供の育成を主眼に、学校評価アンケートは取り組んでおられますし、その内容については、学力の向上であったり生徒指導であったり、家庭、地域、学校の連携、あるいは教職員の働き方や資質の向上など、4つの大きな項目があって、その下に中項目として、12の分野、分類にわたって、子供、保護者、地域の方々の学校評価アンケートを協力を得て進めておりますし、集計結果まではまとめて分析をし、改善策等についても協議をし、最終的には教育委員会に提出をしてくるわけですが、アンケートの内容を精査、協議し、委員会に提出するまでも、少なくとも4回や5回の全体会議が必要なわけで

すけれども、市教委に上がってくるまでの流れや市教委内での検証評価等についてはどのようなようになっておられますか、お尋ねをいたします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 学校評価に関するアンケートにつきましては、校内での集計を行いまして、学校だよりへの掲載などを通じて保護者等にもお知らせをしております。

アンケートの結果につきましては、教員内部でも次年度の教育活動に反映をさせておりますし、またいただきましたアンケート結果につきましては、学校訪問の際には、直接、教育委員のほうにもお伝えし、意見をいただくような形になっております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。コミュニティ・スクール、久礼田の会でも、学校評価の集計、結果の分析や改善等についてもしっかりと評価と検証を行っていき、少しアンケートの結果を言いますと、子供と保護者、地域の3者で評価もしていくわけですけれども、特に力を入れて取り組んでほしいということについては、1番が分かりやすい授業をすると、2番目がいじめや暴力行為をなくす指導、いわゆる人権教育、そして3番目が社会のルールや決まりを守る指導、いわゆる道徳教育と、3者とも共通をして、こうした願いが上位にありました。

そこで、1つ、気にもなるのは、学校評価アンケートの問いの項目が幾つかあるわけですが、答えの選択としては、「そう思う」「ややそう思う」「あまり思わない」「思わない」というふうな選択肢となっておりますので、私ども、日頃、あまり学校と児童と接触する機会も少ない面もあって、少しこの選択肢に違和感も感じるわけですが、少し改善なり、思うところがあれば、教育次長、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） いただきました御意見につきましては学校のほうへ返しまして、適切な評価がいただけるようなアンケートができるよう、改善をしてみたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございました。

次に、コミュニティ・スクールの運営の在り方や委員の選出など、画一的にもなっているのではないかという気もいたします。そうしたあたりの、市教委としても何か感ずるところがあ

れば、お答えを願います。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） コミュニティ・スクール、運営の在り方ということですが、学校のほうで運営を地域の方がされておりますので、私のほうから特にということはありませんが、運営の方法といたしましては、学期ごとに開催をされている学校がほとんどでございます。1学期では入学児童生徒についての情報共有であったり、学校行事等の日程、昨年度の学校評価の共有、学校経営方針や取組等の説明、2学期には前期の学校経営についての成果や課題、今後の行事予定、学力調査の結果報告と学校評価のお願い、3学期には学校評価について、卒業式について、来年度の学校運営協議会について、来年度に向けての意見交換などといった内容で協議をされております。また、毎回、学校の現状、教職員や子供たちの現状等を学校からお伝えいたしまして、そのときそのときの学校の悩みや課題などもお聞きいただいて、御意見をいただいております。

学校運営協議会の委員のメンバーにつきましては、設置校の所在する地域住民、設置校に在籍する児童及び生徒の保護者、学校関係者、識見を有する者、そのほか教育委員会が適当と認める者で構成をされることとなっております。学校運営に御意見をいただける方を、毎年、校長より御推薦いただいて、教育委員会より委嘱している状態でございます。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。

それでは、次に子どもの権利条約批准30年、今年の2025年では31年を迎えることになるわけですが、最初は権利条約とも関わりのある学校の校則と規則について質問をいたします。

学校の規則は、小学校では学校の決まり、生活の決まりと、中学校、高校等では校則であり、生徒心得と呼ばれておると思います。こうした、いわゆる校則とは、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律というと思います。校則について、法令上の規定は特にないようですが、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において校則を制定をし、児童や生徒の行動などに一定の制限を課すことができるようになっており、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされております。校則の内容とその運用等についてお尋ねいたします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 生徒指導提要には、校則には学業時刻や児童会、生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、学校内外の生活に関する事項など、

様々なものが含まれております。校則の内容は、社会通念に照らして合理的と見られる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、定め方ができるとございます。校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとして捉え、自主的に守るように指導を行っていくことが大切であり、そのためには、内容や必要性について、児童生徒、保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要であると考えられております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、規則に関わる子供の権利とはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 学校の校則は、子供の学校生活における行動規範を定めるものですが、子供の権利を侵害する可能性も指摘されております。服装や髪型に関する過度な規制、子供の意見表明を制限する規則性などが問題となることが上げられますが、校則の見直しにおいては、子供の意見を尊重する必要があると考えております。南国市におきましても、毎年、生徒総会で子供たちから出た意見を基に、服装や髪型等、校則の見直しを行っております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、子供の権利から学校の規則をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 児童の権利に関する条約、通称子どもの権利条約は、子供は自分に関わることについて自由に意見を述べ、その意見は年齢や成熟度に従って尊重されなければならないとしています。また、生徒指導提要でも、子供の権利の理解が必要不可欠であるとし、校則の見直しに子供が参画することに教育的な意義があるとされております。

このように、学校が多様な子供たちにとって安全に安心して学べる場になるためには、どのようなルールが必要なのか、子供たちが意見を出し合い、見直しをしていく作業を教職員、保護者、地域の方々が支援するプロセス自体が教育的な効果を持ち、子供の権利が社会に根づいていく機会になると考えております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、子どもの権利条約について質問をいたします。

1994年4月に日本政府は、子供の意見表明権を掲げた国連子ども権利条約を批准をしました。それから30年、この間、日本社会、そして学校社会はどのような変化を生じてきたのでしょうか。批准から28年目になる2022年6月には、ようやく条約批准に伴う国内立法としてこども基本法が成立をし、子供の意見表明、社会参画について、法制化をされました。同法に影響して、同年12月には生徒指導提要が改定をされて、翌2023年12月にはこども大綱が閣議決定をされるなどして、日本の子供政策は大きく転換期を迎えるという状況になりました。子ども権利条約に関連して、国内法のこども基本法やこども大綱などの展開における整合性について、お聞かせください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） こども基本法では、次世代の社会を担う全ての子供が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しております。このことは、子どもの権利条約においても、4つの原則である、1、差別の禁止、2、子供の最善の利益、3、生命、生存及び発達に対する権利、4、子供の意見の尊重とも整合性が取れているものと考えます。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、子どもの権利条約の周知と国内法との関連は、そしてその指導や啓発、あるいは学ぶ場はどのように展開されようとしているのか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（岩松永治） 教育長。

○教育長（竹内信人） 子どもの権利条約に日本が批准をして30年を迎えています。しかしながら、子供の人権を取り巻く課題というのは山積しておりまして、特に学校現場への認知度が低いことが前々から指摘をされておりました。そうする中で、最近、学校で活用される教材開発や、子供の権利について学べるウェブサイトも公開され、教育現場での理解向上を模索しておる最中でございます。日本は条約の批准も世界で158番目というように、取組の遅さは否めませんが、2022年にこども基本法も制定され、子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子供の権利が守られ、幸福な生活を送る社会を目指さなければならないというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 教育長のほうから御答弁もいただきました。子どもの権利条約という国際法、その下に、国内法であるこども基本法などが成立をし、整備、運用をされております。しかし、今日、いじめや虐待、ネグレクトなど、子供、児童、乳児までを取り巻く環境や状況は、悲しいばかりと言えるのではないのでしょうか。本当に社会が病んでいるとしか言いようがありません。幾ら法やルールがあっても、それをしっかり守らなければ、無駄といたしますか、元も子もないのではないのでしょうか。やはり人間力というか、そういう部分の欠如が表れているのではないか、このようにも考えられます。子供に関して、自治体レベルでの動きも活発化をしてきております。2000年の初めには、地方自治と子供施策、全国の自治体シンポジウムというのもスタートをしておりますし、そこでは毎年、子供参加、分科会が設けられて、自治体における子供にやさしいまちづくりと子供の意見表明、参加の在り方等も検討をされてきております。

このように、進めていくためにも、市のこども条例の制定についてですけれども、県は、高知県こども条例は、平成25年1月4日に交付をされてきておりますし、第1条の目的から始まって、県と県民の責務、保護者の責務、市町村との連携、推進計画、広報や啓発など、14条から成ってるわけですけれども、こういうふうと考えてまいりますと、子どもの権利条約の4つの原則というのは、1番は差別の禁止、2番目が子供の最善の利益、3つ目が生命や生存及び発達に対する権利、4つ目が子供の意見の尊重と、このようにあるわけです。上位法であります子どもの権利条約、あるいはこども基本法を前提に、南国市のこども条例の制定等に向けてのお考えはいかがでしょうか。昨年4月からこども家庭センター、こども家庭庁から来るわけですけれども、設置をされ、南国市もそれをスタートしましたし、所管としては子育て支援課なのか、あるいはこども相談係なのか、人権係なのか、ちょっと分かりませんが、そういう展望と視野を持っていただきたいと思います、そのあたり、市長の見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） そちらの条例につきましては、まだ具体的に考えてなかったところもございますが、今、御質問もいただいたところでございまして、条例化についての必要性っていうものもまた研究もしていきたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 突然の質問になって申し訳なかったんですけど、私も十分勉強はで

きてないわけですが、子ども権利条約やこども基本法を中心にしながら子供を守っていくという立場等にも立ちながら、行政としてどういうことができるかという展望をお考えもいただきたいと思いますし、またこれからもその方向に向けていろいろ議論もさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で私の一問一答による一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

—————*—————

○議長（岩松永治） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明5日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時57分 延会